

523

193



始



法學士長島毅著

小作調停法講話

東京 清水書店發行



大正
13. 10. 9
内交

523-193

523
193

序

近頃著しく農村問題が喧しくなつた様であります、小作争議の
けたたましい叫喚がこゝ所に聞える様になつて來ました。
農村問題は同時に食糧問題であります、飯を食はぬ人が一人も
ない限り何人も此問題に無關係であつてはなりません、否無關
係であることは出來ませぬ。
併し私は只飯を食ふ一人である云ふ意味のみではなく、もつ
と／＼外の意味で此問題に無關係である事が出來ませぬ。
電車の雑沓から押り出されて大地にたゞきつけられて役所の
門を這入るとき、疲れた頭に焼けつく様な朝日が赤煉瓦の壁か
ら熱湯の罵聲を浴びせかける頃になると、「意氣地ナキ劣敗者

「吾前ニ憎伏セヨ」とばかり自動車の喚が汗にぬれた我頬に街の熱塵をたゞきつける頃になると、私は何とはなしに大垣——
 —そこには私の伯父と伯母が住んでゐる——が戀しくて堪へられぬ様になります、そして私はお上から許された夏の休の大半を此大垣で暮すのを常としてゐます。

それは何故でありませうか。
 成程大垣は私の生地であります、舊慣とても云ふのでありませう、私の母は初めての子である私を産む爲めに自分の郷里の大垣に歸りました、そして私は大垣で生れました、併し生れると直ぐ私は自分の家のある横濱に歸つてそこでひととなりました、故郷であると云ふ理由から申せば私は横濱を最も戀しいものと

思はればなりませぬ。

私の伯父は物に頓着をせぬ、大黒様の様ににこ／＼した人であり、ります、伯母はそれは／＼親切な萬事に行届いた人であり、玉の様にすき通つた氷の様に冷たい水が庭先の苔の石の間から湧いて出てゐます、併し此等のものが私を引きつける凡てのものではありませぬ。

汽車が穂積驛を離れて揖斐川の鐵橋を渡ると田のあなたに見える街道の松並木や、養老山の遠翠を背にして面白い輪廓を描き出してゐる御坊さん——本願寺別院——の屋根や、さては熊坂長範の恐ろしい物語を残して、しかも蒲團を着て寝てゐる様なやさしい姿の赤坂山や、何とそれは靜かな趣ではありませぬ

か、此静けさは引けつけるとはなしに私を引きつけるのであります。

嗚呼農村の平和、農村の静けさ、其中に生立つたあなたがたは、そんなものは珍らしくないと云はれるてありませう、併しあなたがたはそれが難有くない程其恩澤に浴してゐるのであります、盲人が只一瞬目を開いた時日光の有り難さを心から覺るてありませう、併しそれを有り難いと思はぬ私共こそ實に日光の恩澤に浴してゐるものではありませぬか。

農村の平和、農村の静けさ、それは私の生命であります、此農村に近頃小作争議とか云ふいまばしい出来事の類發すると云ふことを聞いた時、私はどんなに失望した事でありませう。

あなたがたの考へてゐらるゝ程農業労働と工業労働との收得に懸隔があるとは思ひませぬ、併し著しき懸隔のあることは争はれぬ事實であります、私は此現象の幾部を以て過渡的のものであると考へてゐます、又過渡的のものであるからと云つて當局が此點に關する經濟上の施設を忽にしてゐるとは思ひませぬ。

只當面の問題であります、只當面の問題としては暫く經濟問題を度外視して争議を止めて頂く譯には行かないでせうか、若しあなたがたが工業労働者と全然同様の收得を希望なさるならば地主の收得を全部其手裡に收めても猶且足りないでありませう、收得の公平なる分配で満足をして頂く譯には行かないで

せうか、若し年の経過と云ふ無意味な勢力に依て定められた分配であるならばそれを改めると云ふことで満足して貰へぬてしやうか。

若し満足が出来れば我利を趁ひまはし我利に趁ひまはされてゐる彼のさもしい屍の群に混じつて、あなたがたは相率ひてすさみきつた都會生活の渦巻の中に這るより外はありませぬ、そして終にあなたがたは右の手に極度に迄低落した貨銀を獲て左の手で極度に迄昂騰した米價を拂ふ様な事になるてありませう、斯くてあなたがたが終生癒やすことの出来ない心の瘡癩を抱いて懐かしい農村の平和の抱擁に立ち復へつたとき、あなたがたは其田や畑が藪となり草原となつてゐる事を見出すて

ありませう、あなたがたとあなたがたの子孫は數十百年の間積み重ねられたあなたがたの先祖の勞苦を其時から再び繰返さねばなりません、それが已むを得ぬ運命であるならば已むを得ないてありませう、それが自ら造つた運命であるならば悔まればならぬてありませう、悔まればならぬならば悔まぬ様にせればならぬてはありませぬか。

私は一昨年の秋岐阜の金華山に登りました、見渡す限りの黄金色の穂の海の中に青い四角な島の様なものが處々に見えるので不思議に思つて人に尋ねると「アレハ榛木ヲ畑ニ植エタノダ」との事でした、田を池にしたり畑を藪にした處も少くないと聞いてゐます、あなたがたの先祖は池を埋め、藪を切り開きどんな

に苦心をして田や畑を墾いた事でありませう、それは實に汗と生命と歲月との結晶であります、それが一朝にして昔の池や藪にされて仕舞つたと聞いたらあなたがたの先祖の悲みはどんなでありませう。

何だ古めいた修身の講義などと嘲笑を以て迎へる人も少なくないでありませう、併し今も昔も人の情と心には變りがないと聞いてゐます、私はあなたがたを人間の中で最も麗はしい情の持主であると確信してゐます、私はあなたがたを平和と自然とに育まれた最も純真な心の持主として敬慕してゐます、私は只あなたがたの情と心とに訴へたいと思ふのみであります。世界の平和、世界から紛争を無くなしして仕舞ふことは吾々人類

の理想でありませう、併しこれを提唱する國家が先づ自ら其權力を捨つるの勇氣を持たない限りそれは一種の空想でありませう、若しそれが空想であるならば、せめても一國の内から更にせめても平和であるべき農村からは此紛争を取り除きたいものであります。

調停法はつまりこう云ふ希望の下に生れ出たものであります、世間の或人は調停法が地主の利益にのみ作られたものの様に云ふてゐます、併し調停法は只調停の方法をきめた丈のものに如何なる調停をするかと云ふことは規定せられてゐないものであります、地主と小作人との喧嘩を面白がつて見物をする人——火事場の彌次馬の様に——でない限りこんな批評を口に

する事は出来ない筈であります。

此本ニ書イタ事ハ無論一箇ノ私見デアリマス——若シ一
介ノ關係タル自分ニ公見ナルモノノ存スルコトヲ許サレ
ルナラバ——

自分が調停法起草ノ手助ヲサセテ頂イタトキニ皆様カラ
承ハツタ御意見ヲ直接又ハ間接ニ此本ノ内容ヲナシテキ
ルモノモ少ナクアリマセヌ、其人々ニ厚ク御禮ヲ申上ゲマ
ス。

此本ハ只實際上調停法ヲ運用スル爲メノ参考ニ書イタモ
ノデアリマス、淺薄ヲモノデアリマスが判リニクイモノデ
ハナイ積デス。

成ル可ク多數ノ人ニ調停法ハドシナモノデアアルカト云フ
事ヲ知ツテ頂キ、成ル可ク多數ノ人ニ之ヲ利用シテ頂キタ
イト思フバカリデアリマス。

大正十三年八月

著 者

小作調停法講話目次

第一章 調停法の精神及構成……………一

- 一 調停法の取扱……………一
- 二 調停法の大體の組立……………一

第二章 申立……………七

第二節 調停の申立をなし得べき事件の範圍……………七

- 三 法律關係より見たる範圍……………四 當事者の主張の内容より見たる範圍……………五
- 五 争議の本質より見たる範圍……………六 争議の目的たる土地の性質より見たる範圍……………七 寛大主義……………七

第二節 管轄……………二

- 八 事物の管轄……………九 土地の管轄……………一〇 移送……………一一 調停事件は裁判所の事件なり……………二

第三節 申立を受附けて呉れる場所……………一六

目次

一二 申立取次の方法——一三 申立取次の制度を認めたる趣旨

第四節 申立の方法……………三二

一四 書面に依る申立——一五 口頭に依る申立——一六 申立の内容

——一七 代理人に依る申立

第三章 調停開始前(調停申立の處理)の手續……………三二

第一節 市町村長及郡長の執るべき手續……………三四

一八 通知——一九 通知の内容

第二節 裁判所の執るべき手續……………三五

二〇 通知——二一 裁判所が直接申立を受けたる場合の通知——二二 通知を爲す必要なき場合——二三 裁判所が間接に申立を受けたる場合の通知——二四 移送の通知——二五 申立の却下——二六 訴訟手續の中止、九條の立法上の理由——二七 中止せらるべき訴訟事件——二八 訴訟の繫屬せる裁判所に對し爲すべき受理の通知——二九 調停委員會開否の決定——三〇 調停以前に於ける勸解——三一 借地借家調

停法に所謂調停の補助と勸解との差異——三二 調停開始後に於ける勸解——三三 勸解の決定

第四章 調停開始後終了迄の手續……………四一

第一節 裁判所の調停手續……………四一

三四 調停を爲すべき裁判所の構成——三五 總代の性質——三六 總代の選任——三七 總代の權限——三八 總代の解任——三九 當事者又は總代の呼出——四〇 當事者、總代の出頭義務——四一 本法が參加を認めたる主旨——四二 利害關係を有する者——四三 參加——四四 當事者、總代、利害關係人の自身出頭——四五 代理人の許容——四六 輔佐人の許容——四七 市町村長又は郡長が裁判所に對し爲す事件の經過に關する陳述——四八 市町村長郡長其他の者の裁判所に對する意見の陳述——四九 小作官——五〇 小作官の裁判所に對する意見の陳述——五一 小作官に對する事實調査の囑託——五二 調停手續の不開——五三 費用の豫納——五四 申述の方法——五五 調停手續

及調停條項に關する調書——五六 調停前に於ける必要なる措置——五
 七 調停條項の定め方、調停の效力——五八 證據調——五九 調停手
 續開始後に於ける勸解及却下

第二節 調停委員會の手續……………七三

六〇 調停委員會の組織——六一 調停委員會を開くべき場所——六二
 調停委員會に於ける調停手續の指揮——六三 調停委員會の決議の方法
 ——六四 調停委員會の評議の方法——六五 勸解——六六 總代——
 六七 當事者又は總代の呼出——六八 當事者又は總代の出頭義務——
 六九 參加、當事者總代利害關係人の自身出頭、代理人の許容、輔佐人
 の許容、市町村長又は郡長の事件の經過に關する陳述、市町村長郡長小
 作官其他の者の意見の陳述、小作官に對する事實調査の囑託、調停手續
 の不公開——七〇 費用の豫納——七一 申述の方法及調書——七二
 調停前に於ける必要なる措置——七三 調停條項の定め方——七四 口
 頭辯論主義及證據調——七五 調停不成立の場合に於ける調停條項の決
 定調停條項に對する異議——七六 調停の拒否——七七 調停に對する

裁判所の認可決定、調停委員會の調停の效力

第五章 調停事件の後始末……………九八

七八 調停條項の揭示——七九 調停の經過の公表——八〇 調停終了
 の通知

第六章 記録の閲覧謄本抄本の請求手数料旅
 費日當等に關する規定及第四十七條
 の規定……………一〇一

八一 記録の閲覧謄寫又は其正本謄本抄本等の請求——八二 調停委員
 及勸解者の旅費日當及止宿料——八三 第四十七條の規定

第七章 制 裁……………一〇五

八四 當事者又は總代の不出頭に對する過料の制裁——八五 調停委員

又は調停委員たりし者の秘密漏泄に對する制裁

第八章 本法施行の期日及施行の地區……………二二

八六 施行の期日及施行の地區

條文索引……………二三

附 錄

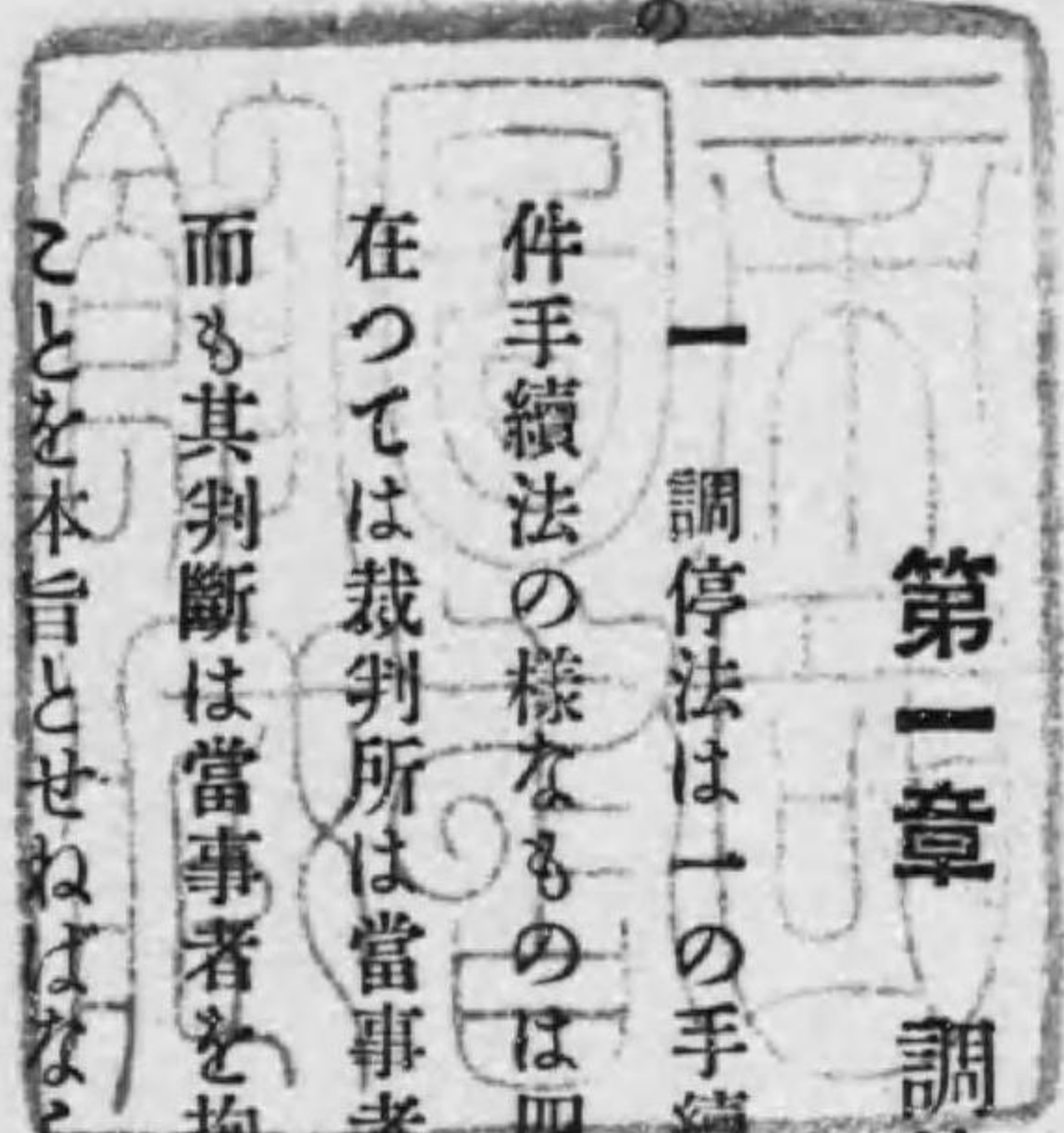
目次(終)

小作調停法講話

法學士 長島 毅 著

第一章 調停法の精神及其構成

調停法の取扱



一 調停法は一の手續法である。從來の手續法、例へば民事訴訟法、非訟事件手續法の様なものは四角張つた形式の連鎖であるとも云へる。此等の諸法に在つては裁判所は當事者の意見に従ふことなく獨立の判斷を下すのであつて、而も其判斷は當事者を拘束するのであるから勢ひ、其手續も亦整齊確實と云ふことを本旨とせねばならぬ。然るに調停法に在つては裁判所又は調停委員會の調停は當事者の合意を基礎とせるものであつて、妥協讓歩を根本の思想として

居るものであるから、其手續も亦整齊確實と云ふよりは寧ろ便宜妥當と云ふことを主とせねばならぬ。固より多數の當事者を有し複雑せる爭議を目的とする幾多の事件を處理するものであつて、殊に迅速なる解決を要するものであるから手續の整齊確實が主要の事項に屬することは勿論であるが、それは銀行、會社、工場等の仕事が一定の手續の下に行はるることを要すると同一の程度のものである。所謂「お役所式」の形式は大體不必要であると解さねばならぬ。

民事訴訟法、非訟事件手續法等は長き歳月を費したる經驗と研究とに因り出來上つたもので、其包容する原則なるものは固より非常識の一語を以て排斥すべきものではないから、此等の法規の精神が調停法解釋の資料たることは勿論だけれども、それは所謂類推解釋の一方法ではなくして單に調停法を解釋するに付ての参考の手段たるに過ぎぬ。前者は後者と類似の法規ではない、寧ろ全然別物である。此點に於て小作調停法は借地借家調停法と全然其性質を等しくして

居るものである。

由來法律を取扱ふことを職務とし職業として居る人は、動ともすると調停法を取扱ふに恰も訴訟法を取扱ふが如き心持を以てするの弊に陥り易い。自分は一般的に此心持が悪いと云ふのでは無論無い、唯調停法を取扱ふ場合に此心持は成る可く避くべきものだと思ふ。若し極端な語を使用することを許さるるならば、此等の人に對しては調停法を取扱ふ際には暫く訴訟法を忘れて呉れと要求したい。調停委員の大多數は法律の智識を持つて居ない人であるから、此等の人に此要求の不必要なことは勿論である。否寧ろ此等の人には反對に多少は手續の整齊確實と云ふことを念頭に置いて頂く必要の存する場合があるかも知れぬ。大體手續の事は調停主任たる法律専門家の手に依て處理せらるることと思ふから特に前述の如き要求を強き調子で述べた譯である。調停法の手續には空隙と云ふより寧ろ空間が澤山ある。語弊はあるが、此空間は故ら殘されたもの

であると云へる。此空間を捉へて立法の不備であると速諒するならばそれは訴訟法的頭腦の誤解である。——そう云ふ頭腦が悪いと云ふ意味では無論ない——運用の局に當る者は此空間に於て巧に便益、簡便、妥當、整齊、確實、迅速、合理等の諸要件を調和せねばならぬ。所謂自由なる——我儘勝手な——裁量ではないが、正當なる裁量に従つて事件を處理せねばならぬ、ここに調停法の妙味の存することを忘れてはならぬ。

以上述べた調停法の精神は、これから同法の諸規定の解釋をする際に隨所に表はれて來るから特に説明をする必要がない様であるが、調停法を取扱ふ上に於て最も重要な事であるから冒頭第一に一言した譯である。

調停法の 大體の組 立

二 調停手續は大體三個の段階に區別することが出来る。

第一の段階は調停開始前の手續である。此手續を規定して居るのが第一條乃至第十一條の規定である。此手續は主として裁判所自身に關するものである。從

として郡長市町村長等に關するものがある。

第二の段階は調停其ものに關する手續である、此手續は更に二段に岐れる、甲は裁判所自身の調停其もの手續で、乙は調停委員會の調停其もの手續である、第十二條乃至第二十七條は甲に關する規定、第二十八條乃至第四十條は乙に關する規定である、但し乙に關する規定中第二十九條の如きは調停開始前の手續に關するものであるけれども、委員會の組織に關するものであるから便宜委員會の調停其もの手續の規定に接著した場所に配列せられて居る。

第三の段階は調停事件終了後の後始末で、之に關する規定は第四十一條乃至第四十三條である、尙委しく云へば第四十二條は後にも説明する如く主として調停事件終了後の規定であると云ふ丈であつて常に必ずしも終了後の規定ではないが、調停事件其ものの處理に關する規定であると云ふ點に於て第四十一條第四十三條と其主旨と同一とする。

第四十四條乃至第四十七條は旅費日當、手数料其他に關する雜則で、第四十八條第四十九條は制裁の規定である。

以上で調停法の構成の説明を終つた、其構成は殆んど借地借家調停法と同様であるといへる。

第二章 申立 (一、三、五、六、七)

第一節 調停の申立をなし得べき事件の範圍

如何なる事件に付て調停の申立を爲すことを得るやの問題は、民事訴訟に關し如何なる事件が通常裁判所に於て審理せらるることを得るやの問題、即ち訴權の問題と同等に取扱はるべきもので、管轄の問題とは之を區別すべきである。但しこれは單純なる用語の約束に過ぎない。

三 調停法第一條には「小作料其ノ他小作關係ニ付爭議ヲ生シタルトキハ」と在る。蓋し民法に所謂、永小作權は勿論、耕作牧畜の爲めにする賃借權に關する争の如きが調停の目的と爲り得るは言を俟たない、其他小作人が地主の土地を小作して居る關係上地主から住宅地を借り受け、又は住宅を借り受けて居る場合に於ける賃借權に關する争(株小作)雇人が地主に對し耕作其他の雜役

法律關係
より見た
る範圍

に服する代りに一定の土地を無料で耕作させて貰ふ關係「其法律關係は或は賃借と見らるることもあらうし或は使用賃借と見らるゝこともあらう俗に此種の耕作者を「作り子」と云て居る」に關する争、耕作者が一定の給料又は報酬の外に又は全然此等のものなくして毎期の收穫に應じ定率の給料又は報酬を貰ふ様な關係に於ける争、「例へば岡山縣に於ける或種の小作關係であつて法律上は雇傭關係又は請負關係と見られるもの」其他小作地の轉貸「又小作」に關する争、地主から小作人に肥料、種子等を供給すべき場合「仕入小作」に關する争何れも皆調停の目的となり得るのである、要之法律上の嚴格なる觀念を離れ廣い意味で地主とか小作人とか云ふ稱呼を用ゐ得る關係は全部調停法の支配を受くるものと解して宜しい。

茲に疑問となるのは地主相互間の争「例へば地主の間に小作料の増額若は減額は必ず協議の上之を爲すべき約があつたのに、それに反して或地主が勝手に小

作料の増減をなした如き場合に於ける争」又は小作人相互間の争「例へば「共同小作」の場合に於ける損益分配に關する争」も亦調停の目的となり得るやの點である、余は此等の争も農村紛議の一として調停の目的となり得るものと解する。

四 以上は法律關係に著眼しての説明である、此等の法律關係に關する争の内、小作料の減額、増額等に關する争は法に例示せらるる如く最も重要なものであらう、其他小作料の納期であるとか、小作米を納むる場所であるとか、小作關係の期間であるとか、肥料代、農具購入代の負擔であるとか、此等のものを購入する爲め小作契約に基き地主より借り入れたる金員の辨濟期、利率等に關することとか、苟くも前示法律關係に付ての争は全部調停の目的となるべきである。

争議の本

五 又、其争議は箇々の地主と小作人との間に於けるもので從來の契約、慣

當事者の
主張の内
容より見
たる範圍

質より見
たる範圍

行の解釋に關するもの、即ち從來の契約若は慣行上此等の地主及小作人が如何なる權利義務を有するやの争、「箇々の争議」たると、又は地主又は小作人の雙方若は一方が相當に多數であつて從來の契約又は慣行を變更し若は新たに契約條件を定めんとするが如き争「一般的争議、例へば小作料の永久減」たるとを問はない。

争議の目的
地的たる土
地の性質
より見た
る範圍

六 又、其争は田畑に關するものが最も多いてあらうが、果樹園 茶畑、桑畑、牧場等に關するものも又調停の目的と爲り得る。

以上で大體調停の目的と爲り得る争議の範圍を説明した。

七 併し實際の取扱としては、裁判所は六ヶしい事を云はないで苟くも小作に關する争議であるならば成る可く之を受理する様にするが宜しい——郡長や市町村長は單に申立を取次ぐ權限を持つて居るに過ぎないから「これは調停の目的となり得ない事件である」と云ふ様な理由で其事件の受附を拒むことの出

寬大主義

來ないのは勿論である——調停は通常訴訟の場合に於けるが如く當事者の争を裁判するのではなくて、寧ろ當事者間に合意を成立せしむることを主旨として居るのであるから、萬一其受理した事件が調停の目的となり得ないものであり、從て其調停が裁判上の和解と同一の效力を有し得ないとするも、(二七、四〇)其調停に依て少くとも當事者間に裁判外の示談が成立したことに爲り、而も其示談は公證せられたものとして「嚴格な意義に於てではないが」争議の解決に付ては正式の調停と略ぼ同様の効果を有するものであるから、裁判所は成る可く紛争を解決する主旨に於て八ヶましいこと、六ヶしいことを云はず、つまり四の五のと云はず事件を受附けるがよいのであらう。

第二節 管轄

管轄の問題は結局調停の申立を何處の裁判所に爲すべきやの問題——如何なる機關を經由して爲すことが出来るかの問題とは違ふ——であるから、管轄の事

事物の管轄

を申立の章の中で説明することにした。

八 事物の管轄としては地方裁判所が原則的に管轄権を持つて居る、唯當事者雙方共に區裁判所で調停をして貰ひたいと云ふ申立をすれば別段之を拒む理由もないから此時には區裁判所が管轄権を有することにした。

借地借家調停法では原則として區裁判所に管轄権あり、當事者の合意の申立ある場合に限り地方裁判所に管轄権があることにされて居て（借調、一）本法とは丁度逆になつて居る、察する所、本法が成る可く小作爭議の實情に通曉した裁判官を養成して、此裁判官をして調停の事務に當らせたいと云ふ希望の下に立案せられたので、而も此種の裁判官を各區裁判所に特設することは人員配置の上にも著しく不便であるから、先づ地方裁判所に此種の裁判官を特設し、其裁判官をして便宜爭議の場所に就き調停を爲さしむると云ふ主旨から本法に於ては原則として地方裁判所に管轄権を持たせたのである。

尙其外、爭議が當事者の數、目的たる土地の廣さ等に於て借地借家の爭議に比し大規模であると云ふことも其調停を地方裁判所の管轄に屬せしめた理由の一に數へることが出来よう。

土地の管轄

九 土地の管轄としては地方裁判所、區裁判所を通じて爭議の目的となつて居る土地の所在地に依て其管轄を定めることになつて居る。北海道を除いては地方裁判所の管轄の廣さは各府縣と同様である。地方裁判所に支部のある場合に其支部に調停の申立をなし得るは勿論である（一）（裁構三二）「區裁判所の管轄區域に付ては裁判所管轄區域表を參照せられたい又支部の管轄區域は其後極めて僅少の改正はあつたが大正八年司法省令第十二號に定められてある」

一〇 爭議の目的たる土地は随分廣い範圍に亘ることもあり、從て二箇以上の裁判所の管轄區域に跨ることは必ずしも稀でない、第八條に依ると、此場合に調停の申立を受けた地方裁判所又は區裁判所「區裁判は合意申立の場合」が相當と認むるときは、其事件を他の管轄権ある地方裁判所又は區裁判所に送るこ

移送

とが出来る様になつて居る。

茲に相當と認むるときとは、例へば爭議の土地の大部分が申立を受けた裁判所の管轄には屬しないで反て他の裁判所の管轄に屬して居る如き場合、爭議の土地の大部分は申立を受けた裁判所の管轄に屬して居るが爭議の中心點が反て他の裁判所の管轄區域内に在る如き場合、爭議の中心點は申立を受けた裁判所の管轄區域内に在るが反て其中心點を避けて他の裁判所の管轄區域内の或場所て調停を試みた方が便宜だと思はるる如き場合、若は申立を受けた裁判所の管内の到る處に爭議が頻發して到底處理が出来ない様な状態に在り、而も他の裁判所て調停を試みても別段不都合のない様な場合を謂ふのである。

尙本條に地方裁判所又は區裁判所と書き別けたのは、畢竟、地方裁判所の管轄に屬する事件は必ず地方裁判所へ移送すべく、區裁判所に屬する事件は必ず區裁判所に移送すべしと云ふ主旨である、從て當事者が合意の上區裁判所に申立

をしたときに、其爭議の土地が數箇の裁判の管轄に跨がつて居る場合には、申立を受けた區裁判所は其事件を他の管轄權ある區裁判所に送ることが出来るのみで他の地方裁判所に送ることは出来ぬ。

以上は、申立を受けた裁判所が管轄權を有して居るに拘らず其事件を他の管轄裁判所に移送する場合であるが、申立を受けた裁判所が管轄權を持つて居ない場合にも其裁判所は申立を却下せずして他の管轄裁判所に移送することが出来る(八)恐らく實際の取扱としては常に之を移送することがよいであらう、茲に管轄權を持つて居ないと云ふのは土地の管轄權を持つて居ない場合も事物の管轄權を持つて居ない場合も併せ含むのである。

以上何れの場合でも移送の裁判は決定を以てなさるべきで、此決定に對しては不服の途が啓かれて居らぬ、これは其決定が事件の内容に觸れて居るものではないからである。

地方裁判所に在つては三人の判事より成る調停部(これは勿論構成法に所謂民

事部、刑事部と云ふ様な八ヶましいものではない)の決定を以て移送をするのである、調停部員中に調停主任が加はつて居るのを便利とするであらうが、必ずしも加はつて居なければならぬ事はない、區裁判所に於て移送の決定をなす判事が調停の申立を受けた判事である事は勿論である、此判事は調停主任であることを常とするが必ずしも調停主任であることを要しない、(第三四號參照)

一 尙、一言注意して置きたいのは、裁判所自身が調停をする場合でも若は調停委員會が調停をする場合でも(一〇)等しく調停事件は裁判所の事件である、唯調停の局に當る機關の組織が違ふと云ふ迄の事である、從て管轄の問題も唯裁判所に付てのみ規定せられて居る、此事は見方に依ては單純な用語の問題の様に思はれるが此根本の概念を捉へて置くと調停法の諸規定を解釋するに當つて便利が少なくないと思ふから一言した次第である。

第三節 申立を受附けて呉れる場所

申立取次
の方法

一 管轄權を持つて居る裁判所が申立を受附けて呉れるのは勿論である(一)本法は裁判所以外に申立を受附けて呉れる機關を認めて居る、それは、爭議の目的たる土地の所在地の市町村長又は郡長である(三)〔北海道では郡長がないから其代りに支廳長、又淡路の様に一郡に成て居る島嶼には郡長が居るが、左様でない島嶼即ち島司を置いて居る島嶼には郡長が居らぬから、其代りに島司(四七第一項)尙町村制を施行せざる地では町村長の代りに戸長の如きもの(四七第二項)〕、此等は何れも申立を取次ぐ機關であるから、申立を受けたらば遲滞なく申立に關する書類を管轄裁判所に送付せねばならぬ(四)。

法文に申立に關する書類と云ふ文字が用ゐてあるのは、申立は書面のみならず口頭を以ても之を爲すことを得るのであるから(七)申立書と云ふ字を用ゐることの出来ない爲である、畢竟するに申立に關する書類と云ふは申立書及第七條の調書を意味するのである。

調停事件
は裁判所
の事件な
り

法文の用語自體から云へば右の書面の外、郡長、市町村長の報告書（一七、三四）の如きものを排斥する主旨は無論窺はれないけれども、後に説明する如く郡長、市町村長は遲滞なく申立を裁判所に送付すべきものであるから其報告書を添附するが爲め申立書類を自己の手許に留め置くが如きは本法の精神に反するものと云はねばならぬ。

又法文には「遲滞ナク」と云ふ文字が使用してある（四）、此文字の意義には特に注意せらるることを要する、小作爭議は火事の様なものであつて、未だ其火勢の熾でない内に消し止めれば左程難儀でないけれども、一旦火の手が擴がつてからは之を消し止めることは容易でない、問題が利害の打算を離れ公平の判斷を忘れて感情に依てのみ支配せられる様に爲り、所謂群衆心理の盲動が勝を占める様になつたらば爭議は徒に紛糾を重ねて當事者「地主のみではない小作人側の」の被るべき有形無形の損害は實に測り知るべからざるものがある、此

事は苟くも小作爭議を一瞥した者の既に了解する所であらう、従て申立を受けたる郡長、市町村長は、時機を失せず成る可く迅速に之を裁判所に送るのを可とする、若し事件の経過に付き報告すべきものあらば、別に之を爲すを以て機宜に適する處置なりとすべきである。

市町村長や郡長は申立の取次をするのであるから、其申立を却下する權限を持つて居ない、其事は法文上でも明である（二、四等）、尤も當事者の一方のみが區裁判所に申立を爲したる場合の如きは其申立の違法であることが一見明瞭であるから任意當該市町村長又は郡長に於て當事者を説得して申立書の宛名を地方裁判所に改むるが如きは敢て差支ないが、事苟くも判斷を要する様な事項は、如何に明瞭なことでも市町村長又は郡長限りで此種の處置を取らない方が穩當であらう、申立が調停を受くることを得る事項に關するや否やの問題の如きは特に然りである。

申立取次の制度を認めたる趣旨

一三 以上申立取次の手続を述べた、以下取次の制度を設けた立法上の理由を述べて見よう。

其理由は大要二つある。

其一は、久しい因習の致す所であるのか、一般民人は裁判所へ出頭することを誠に臆劫に思ふものである、且調停事件の管轄権は原則として地方裁判所の有する所であつて、随分争議の場所から遠隔の地に位する場合も起らうし、結局申立を受附ける所を裁判所にして置くと一般民人が調停法を利用しないことになる虞があるので、成る可く申立を簡易にする爲め市町村役場、郡役所等で申立を受附けることにしたのである。

其二は、小作争議は自治團體の行政上重大な事であるから、本法には争議のあつた事を市町村長や郡長に通知する様にしてあるが(四、五、八等)、若し市町村長や郡長を経由して申立をなさしめることにすると此等通知の手続の一部を

省略することが出来る結果になる。

第四節 申立の方法

申立の方法を成る可く簡易にして凡ての人をして此申立を利用せしむることが本法の本旨であることは既に述べた所である、従て、申立は書面でも又は口頭でもよいことになつて居る(七)。

書面に依る申立

一四 書面の場合には其宛名としては管轄裁判所名を記すべきである、若し市町村長又は郡長を経由する場合には、封筒の宛名は無論當該市町村長、郡長等であらねばならぬ、尤も此宛名の如きは如何様に間違つて居ても申立が却下せられる様な事はない、之を受附けた場所で然る可く補正するとか、又は移送することにするであらう。

口頭に依る申立

一五 口頭の場合には申立を受附けた場所に應じて市町村長、郡長、裁判所書記等(七、四七)が夫々其申立を書面に書き取ることになつて居る、條文に

は市町村長、郡長としてあるが、事實調書を作成するものは市町村役場の書記又は郡書記である、調書には別段特別の形式が定められて居らぬ、併し少なくとも筆記者の資格、作成の年月日の記載、署名捺印位は必要であらう、尤も此等の事項が缺けて居ても調書の記載が申立の眞實の主旨に反して居ないことが判つて居れば、其調書は無効でない、唯筆記者の職務上少なくとも上述の事項は之を調書に記載せねばならぬと云ふのである、本法には民事訴訟法第三百三十一條、第三百三十二條、第三百三十四條の如き嚴格な規定がない。

一六 申立は訴狀の様に一定の申立とか請求原因とか云ふ様な面倒な形式要件を必要としない、唯争議の實情を明にすればよいのである(一六)、請求の原因は申立を法律上理由づける事實であつて、訴訟關係の實情の如き苟くも法律の解釋に關係なき事項は成る可く訴狀には書てはならぬことになつて居る、調停は固より權利義務の存否を判定することを目的として居ないから、其申立に於

申立の内
容

ても亦訴狀と異り争議の實情を明にすべきである、第六條には「爲スヘシ」とあつて争議の實情を明にすることを要する様に見えるが、右は單に争議の實情を明にして貰いたいと云ふ位の主旨に過ぎない、従て此要件が充たされて居なからと云つて申立は無論無効にはならぬ。

一七 申立は代理を許す行爲であるから、代理人「總代をも含む」に依てもなされ得ることは勿論である、本法は調停に出頭するのは原則として本人に限る主義「此事は後に説述する」を採つた爲め第十六條第三十四條の如き明文を設けたけれども、申立の如きものに付ては此種の制限的規定を設けなかつた。

代理人に
依る申立

第三章 調停開始前(調停申立の處理)

の手續 (二、四、五、八——一一)

第一節 市町村長及郡長の執るべき手續

一八 市町村長又は郡長が申立を受附けたときには、先に説明した様に申立書を裁判所に送付する外、當該市町村長又は郡長は右の申立のあつたことを夫々其争議の目的たる土地の所在地の關係市町村長又は郡長の全部に遅滞なく通知せねばならぬ(四)、蓋し小作争議は行政上重大なる問題であるから、此等市町村長、郡長等に於て調停の申立のあつたことを知つて置くの必要があり、又市町村長郡長等は調停事件に付き裁判所若は調停委員會に對し其經過を述べることが出来る様になつて居るから(一七、三四)此關係より見るも市町村長、郡長等は調停の申立のあつたことを知るの必要があり、旁々本法は通知に關する

通知

規定を設けたのである。

通知の内

一九 條文に示す如く當該市町村長又は郡長は單に調停の申立のあつたことを通知すればよいのである、其通知の内容は申立を受くべき裁判所名と其事件の同一格を知るに足るべき要件、「例へば申立人及相手方の氏名、申立人、相手方多數なるときは外何名と云ふ記載方法で充分である、申立人及相手方の住所、尙場合に依ては争議の目的たる土地の所在地等」とを包含して居れば充分である、争議の内容等は通知中に包含せらるるを要しない、併し此等の事を通知したからとて別に違法ではない、唯本法は此の如き繁雜な通知手續を要求しては居ないと云ふ迄である。

第二節 裁判所の執るべき手續

通知
二〇 管轄の事や、申立に關する調書作成の事は前章に於て述べたから更に繰返さない。

第三章 調停開始前の手續 第一節 市町村長及郡長の執るべき手續

一八、一九、二〇

裁判所が
直接申立
を受ける
た場合の
通知

先づ裁判所の通知の手續から述べて見ようと思ふ。

二六

二一 裁判所が直接に申立を受附けたときには裁判所は成る可く速に之を争議の目的たる土地の所在地の凡ての市町村長及郡長に通知せねばならぬ。(五)通知「移送の通知に付ては後の説明を参照せよ」の内容は市町村長及郡長の通知に付て説明した所と同様である。「前節参照」

二二 但し前述した如く裁判所が第八條の規定に依て事件を他の裁判所に移送する場合には移送を受けた裁判所から其旨の通知を發するから直接に申立を受けた裁判所では別に申立を受けたと云ふ通知を發する必要がない(五但書)、法文の文理解釋から云へば移送の場合を除いては裁判所は事件を受附けると直ちに其旨の通知を發せねばならぬことになつて居るから移送の場合に於けるが如く明文で除外せられた場合の外は、假令其申立が管轄違とか、又は調停を受くべき事項でないとか云ふ理由で却下になるべき場合でも先づ以て申立を受け

通知を爲
す必要な
き場合

た旨の通知を發せねばならぬことになる、併し此如き場合に若し申立を受けた時に於て既に其申立の却下せらるべきことが明なときは強て申立てを受けた旨の通知を發するの必要はないと思ふ、唯申立を受けた場合に其申立が却下せられるかも知れぬと云ふ豫期の下に申立の通知を故ら遅延せしむるが如きことがあつてはならぬ。其主旨は第五條に「申立ヲ受ケタルトキ」と在つて「申立ヲ受理シタルトキ」と規定せられて居ないことに依ても明である、それであるから例へば申立を受けて其申立が第二條の適用を受くべきものなりや否やが疑となつた如き場合には其判定は多少の時間を要するものとせねばならぬから先づ以て申立を受けたと云ふ通知を發すべく、若し却下になつたならば其後に於て却下の通知を爲すべきである。(四二)

二三 裁判所が市町村長、若くは郡長を経由して申立を受けた場合には既に當該市町村長又は郡長に於て通知の手續をして居るから裁判所は重ねて通知を

裁判所が
間接に申
立を受け
たる場合
の通知

第三章

二二、二三

調停開始前の手續 第二節 裁判所の執るべき手續

二二、

二七

發する必要がない、唯事件が移送せられた場合には移送を受けた裁判所は更に其旨の通知を發せねばならぬことになつて居る(八)、尙ほ間接に申立を受けた裁判所が申立を却下した場合には常に其旨を關係市町村長及郡長に通知すべきである、それは移送の通知をするのと同じ精神に出て居る、若し左様しなければ當該市町村長又は郡長をして其事件が尙裁判所に繫屬して居るとの誤解を抱かしむるの虞がある。

移送の通知

二四 以上に述べた如く裁判所が直接に申立を受けた場合であると間接に申立を受けた場合であるとを問はず、移送を受けた裁判所は移送を受けた旨の通知を發せねばならぬことになつて居る(八)、裁判所が直接に申立を受けた場合には未だ一度も申立の通知が爲されて居らぬから移送を受けた裁判所の爲すべき移送の通知の内容は前述した申立接受の通知の内容と同一であらねばならぬが、裁判所が市町村長又は郡長を経由して申立を受けた場合には移送の通知の

申立の却下

内容は前の通知に比して一層簡單なもので宜しいであらう、此場合には既に一度當該市町村長又は郡長より通知が發せられて居るからである。

二五 申立が調停の目的たり得ざるものに關するときは其申立の却下せらるべきは勿論であるが、前述した通り裁判所は成る可く此點に付ては寛大な解釋を採て其申立を受理すべきである(七號參照)、又申立が管轄權なき裁判所に對して爲されたときには裁判所は其申立を却下し得ることになつては居るが此場合にも前述した如く成る可く裁判所は事件を他の管轄裁判所に移送すべきである(八第一項)、以上の場合と異なり申立人が調停を悪用した場合には其申立は却下せらるべきである、(二) 第二條に「不當ノ目的ヲ以テ濫ニ調停ノ申立ヲ爲シタリト認ムルトキ」を在るは畢竟するに申立人が調停を悪用する場合を指示して居るに過ぎない、借地借家調停法第三條には「義務ノ回避其他」と規定してあるが本條には此種の文字がない、併し其主旨に於ては敢て異なる所はない

のである、即ち義務の回避の目的を以て調停の申立を爲すが如きは本法に於ても調停悪用の顯著なる場合の一である、例へば現に訴訟事件と爲つて居る争議に付き其結審を長引かせる爲めに故ら調停の申立を爲すとか、小作米の納入を遅延する目的で調停の申立をする場合の如きは是である。此等の場合には調停が成立しやうがしなからうがそんな事は何れでもよいのであつて、唯調停を自己の義務の回避の手段に用ひるのであるから其不當なることは勿論である。

其他或は調停を無暗に申立てて相手方を翻弄し之を疲らせて所期の目的を達し様とするが如きも不當の目的を以て調停の申立を爲すものと認むべく、或は既に調停が成立したり又は判決が確定した事件に付き、何等事情の變化なきに拘らず、其後直ちに同じ事件に付き調停を申立つるが如きも場合に依ては不當の目的を以て調停の申立を爲すものと云へるであらう。

第二條の意義は大體上述の如くである、併し二條の規定を適用して調停の申立

を却下する如き場合は實際上は甚だ稀であらう、又稀であらねばならぬ、調停を濫用するが如き者あらば反て其者を懇諭説得して調停を成立せしむることが本法の主旨であらねばならぬ、本條は唯傳家の寶刀として永久に藏置せらるることを理想とする、併しそれは理想である、法が法なきことを理想とすると同一意義に於て――

尙ほ少し是は専門的になるが、同條は廣義に於ける權利濫用に關する規定である、從來は權利の實行は殆んど絶對に自由なものと考へられて居た、然るに近來に至つて權利の實行は社會公益の爲めに相當なる程度に迄制限せらるべきものであると云ふ思想が一般に發達して來たのである、此思想の一端が權利濫用の問題として表はれ來つた、而して法律解釋家も亦此問題を好んで論議する様になつた。

調停の申立權と云ふ權利があるか否かは多少疑問である、假にそれが訴權と

云ふが如き種類の権利であるとしても其権利の性質が甚だ明かでない、併しながら調停申立の濫用は其不法なる點に於て狹義の権利濫用と同一視せられてよい筈である。

申立を却下するのは裁判所である、若し地方裁判所が申立を受けた場合であれば調停事件を擔任する調停部の判事三人の合議で之を却下すべきである、區裁判所は當事者雙方の合意の申立のある場合に限り管轄權を有するのであるから此區裁判所が申立を受けた場合に第二條が適用せらるる様な事は絶無であると云つてよからう、調停主任が調停部員であるを常とするであらう、併し調停部員の中に必ず調停主任が加はつて居なければならぬことはない。(第三四號參照)

此却下に對しては不服の途は許されて居らぬ、併し元來此法律は訴訟法の様に窮屈に出來て居らぬのであるから、又此規定は前述した通り猥りに適用せらる

べきものでないから、當事者は更に事情を開陳して其申立を受理して貰ふことが出来る、特に不服などと云ふ面倒な手續を開くの要がないのである。

二六 第九條に依ると、裁判所が調停の申立を受理した場合に其の事件が現に裁判所に訴訟として繫屬して居るときには裁判所は其訴訟手續を中止すべきである、之は丁度和議の申立が在つたときに破産手續を中止すると同一精神に出でたものであつて。(和議法、一七)

一方に折角訴訟外に於ける圓滿なる解決方法が講せられて居るのであるから成る可く此方法で解決を付ける爲め他方に繫屬して居る訴訟手續を中止するのである。

第九條には「申立ヲ受理シタル事件ニ付」とある、従て唯單に申立を受附けた丈では未だ中止を爲すことは出來ぬ、其申立が却下せらるることなくして受理せられた場合に當該の訴訟手續が中止せらるるのである。

訴訟手續
の中止
の理由
九條の
法上の
立

中止せら
るべき訴
訟事件

二七 調停事件と訴訟事件との間に如何なる關係があつたならば訴訟手續が中止せらるべきであるが。調停事件と訴訟事件とが必ずしも同一の目的を有して居ることを必要としない、唯調停事件が解決せらるれば最早訴訟を繫屬する必要がない程度に兩事件が關連して居ればよい、故に例へば訴訟事件が甲の土地の小作料の値下を目的として居り、調停事件も亦同じ値下を目的として居る場合に其訴訟手續の中止せらるべきは勿論であるが、訴訟事件は甲の土地の地主よりする返還請求を目的として居り、調停事件は小作人よりする甲地の小作料値下の請求を目的として居るものであるが、元來地主が甲の土地の返還を請求するのは小作人の小作料の値下の請求が不當なりと考へたからであつて若し値下の點に付て雙方の間に諒解が成り立てば土地返還の問題も自然に解決せらるる様な場合には當該の訴訟手續は中止せらるべきである。

二八 調停の申立を受理した裁判所と訴訟の繫屬して居る裁判所とは必ずし

訴訟の繫
屬せる裁
判所に對
し爲すべ
き受理の
通知

も常に同一ではない、故に調停の申立を受理した裁判所に於て訴訟事件が他の裁判所に繫屬して居る事を知つた場合に、便宜申立受理の通知を其裁判所に對して爲すを可とする。

二九 裁判所が調停の申立を受理したれば、裁判所自ら調停を爲すか若くは調停委員會をして調停に當らしむるかを決定せねばならぬ、但し當事者の何れか一方が調停委員會を開いて貰ひたいと云ふ申立をすれば、裁判所は必ず之を開かねばならぬ。(一〇)

法文に明かなる如く裁判所は調停委員會を開くのを原則とすべきであつて、唯爭議の實情に鑑みて委員會を開かないでもよいのである。

蓋し、小作爭議は借家借地の爭議に比して當事者の數が多く、階級的紛議の色彩を帯んで居るから、概して調停委員會の調停に適當なる性質を帯びて居る。此意味に於て小作爭議は特別の場合に於てのみ裁判所自身に依て調停せらるべき

調停委員
會の決定

適性を持つて居る、然らば如何なる場合が此特別の場合に當るであらうか、爭議が主として法律の解釋に關する場合、例へば地主が當該の小作關係を賃貸借なりと主張し、小作人が之を永小作權關係なりと主張する如き場合、若くは爭議が當事者間に特別のものなる場合、例へば當該の地主と小作人との間に於ける特約の效力に關し争のある場合、若くは當事者雙方が裁判所自身の調停を希望する場合等は茲に所謂特別の場合に屬すべきものである。裁判所自身の調停に付て第三十條、第三十六條、第四十二條、第四十八條等の規定の適用なきに徴するも、裁判所自身の調停が比較的輕微なる事件に關するものなることは寔に明瞭である。

借地借家の調停に付ては裁判所は既に成るべく調停委員會を開く方針を採つて居るが、小作爭議の調停に付ては一層此方針を採らねばならぬことになるであらう。

調停以前
に於ける
勸解

三〇 以上の如く裁判所は調停の申立を受けたならば、調停委員會を開き若くは之を開かずして調停を爲すを常とするけれども、必ずしも調停を爲さねばならないと云ふ譯ではない、事情に依ては適當な者に先づ以て勸解を試みしむることが出来る。(一一)

これはつまり從來實際行はれて居た調停の方法を成る可く利用しやうとする主旨に出でたもので、郡長、村長、警察署長、農會の役員、土地の名望家、教育家等苟くも當該の事件の調停に適當なる人ありて而も裁判所若くは調停委員會が調停に當るよりは此等の人々が之に當る方が反て好結果を得るものと思はれる場合には裁判所は先づ此等の人をして和解を試みしむることが出来るのである。(卷末小作爭議概要参照)

既に此等の人に依て和解が試みられ不成功に終はつた爭議に付て調停が申立てられることも甚だ多いであらうから、此等の場合には右に述べた様な方法が良

好な結果を収むることは甚だ困難であらう、併しながら此等勸解を爲すもの背後に裁判所が在ると云ふことに依て其勸解が相當の結果を収め得ることもあ
るであらうから、右の場合に於ても此方法が全く無用に歸するとは限らない。
勸解は單純なる裁判外の和解であるから固より執行力を有しない普通一般の示
談と同様である、唯勸解の結果を調停に持ち出して之を調停條項中に入れば
これが調停として裁判上の和解と同一の效用を有し、從て執行力を有するに至
ることは當然である。(二七、四〇)

三一 借地借家調停法第十七條には調停の補助の規定がある、此調停の補助
と本法の勸解とは如何なる差異があるか、調停の補助は本來の調停の下準備で
ある、從て調停の補助に依て示談が付いたらば、其示談に基いて調停の申立を
爲すべき順序となる、勸解は之に反して獨立した示談の勸誘である、從て示談
が成立てば其示談は裁判外の和解として獨立の存在を有するのである、併し以

借地借家
調停法に
於ける
調停の
補助と
勸解の
差異

上は本來の性質の差異理論上の差異に過ぎない、補助の場合に於ても當事者が
補助に依りて成立した示談の結果を調停に持ち出さなければ、其示談は單純な
る裁判外の和解に止まるであらうし、又勸解に依りて成立した示談の結果を當
事者が調停に持ち出せばそれは調停としての效力を有するに至るであらうから
補助と勸解の區別は實際上に於ては甚だ明瞭でない、唯其心持に在ると云はね
ばならぬ。

三二 第十一條の規定は調停開始前に於ける勸解のみに關する規定ではな
い、調停開始後に於ても本條に依て勸解を爲し得るのである、即ち第十條に
依て裁判所が調停の申立を受理したならば必ず調停をせねばならぬ様に見えるか
ら、第十一條に依て必ずしも左様ではない他に適當なる者あらば其者をして勸
解に當らしむるも差支なしと云ふことを明かにしたのであつて、調停開始前た
ると否とを問はないのである、唯本條は調停開始前に適用せらるる場合が實際

調停開始
後に於ける
勸解

上最も多いから、其主旨に於て第十條の直後に置かれたのである。

四〇

三三 勸解を爲さしむるや否やを決定するのは地方裁判所に於ては調停の申立を受理したる調停部である、區裁判所に於ては當該判事である、實際に於ては調停主任か調停部員若くは當該判事であらう、併し必ずしも左様でなければならぬことはない。

第四章 調停開始後終了迄の手續 (第二號參照)

(一一乃至四〇)

第一節 裁判所の調停手續

調停を爲す
べき裁判
所の構成

三四 區裁判所が調停の申立を受けたときには一人の判事が調停に當るのである、此判事は調停主任であることを常とするけれども、調停主任でなければならぬことはない、地方裁判所が調停の申立を受けたときは三人の判事より成る部が調停に當るのである、調停主任が此部員中に加はつて居るのを常とするであらう、併し必ずしも其部員中に調停主任が居らねばならぬことはない、調停に當るのは一人の判事で澤山であつて、三人の判事を要しない様であるが、特に受命判事等の規定を設けなかつたのは實際の運用上三人の判事が調停に當る様にして置いても左したる不便がないからである、これは地方裁判所に於ける

裁判上の和解に付て經驗の有る者の直ちに了解する所であらう。

總代の性質

三五 調停の申立が代理人に依て爲され得ることは前述した通であるが、調停の期日に出頭するのは當事者本人に限るを原則として居る（一六）然るに當事者が多數で數十百人に及ぶ場合には、當事者本人全部を呼出して調停を試みることは事實上不可能である、茲に於て本法は總代の制度を設け此總代は當事者本人と同様調停の期日に出頭することの出来る様にした。（一二、一六）

此總代は後にも述ぶる如く（第三十六號參照）一種の代理人たるに過ぎない、當事者と代理人との間には廣義の委任契約が成立することになる、即ち此總代は一種の代理人であるが、第十二條に依て認められたものであるから裁判所の許可なくして調停の期日に出頭し得るものである。（一六）

總代の選任

三六 總代の選任は本人の意思に基くべきものであつて、固より多數決に依るべきものではない、一般の代理人と同一視すべきものであつて大多數の場合

には當事者の委任に因るであらうが、極めて稀には組合契約に因る場合もあるであらう。

現時小作人が組織して居る組合の數は日本全國に亘つて中々多い様であるが、此等の組合は公序良俗に反せざるものである限り固より有効に存し得べきものである、従て其組合の總代が爭議の解決に付て地主と交渉をする權限を與へられて居り、組合員が爭議の當事者である様な場合には右の總代は直ちに第十二條の總代たり得るであらう、但し後に述ぶる如く其總代が爭議の當事者であることを要するは勿論である。

前述した如く當事者が多數である場合には調停の進行上是非とも總代の選任を必要とするのであるが若し當事者が此の如き場合に總代を選任しないときには裁判所は當事者に對し總代の選任を命ずることが出来る。（一六第二項）

總代は必ず當事者中より之を選任すべく、第三者を總代に選任することは許さ

れて居ない、これは成る可く本人に對し直接調停を試みようとする本法の精神に基いたものであつて（一六）尙又單に他人間の爭議を調停することを職業の様にして居るものの如きを排斥せんとする主旨である。（一二第三項）

總代の選任は書面を以て之を證することを要する、即ち假令實際當事者が總代を選任しても其選任が書面で證せられない以上は其總代は裁判所又は相手方からは認められないことになり、結局調停に干與することが出来ないことになる、蓋し其總代が干與して折角出来上つた調停が代理權の缺けて居たが爲めに、或は代理權が曖昧であつた爲め無効になる様なことがあつては寔に遺憾であるから、代理權の有無は後日の爲め書面を以て明確にして置くことにしたのである、普通の場合には此書面は當事者の署名捺印せる委任狀であらうが、組合の總代が第十二條の總代に爲る様な場合には此書面は組合契約書で宜しい。（實際の扱としては裁判所に組合契約書の謄本を取つて置くことになるであらう）

總代の權限

三七 總代の權限の範圍は法律に定められて居て、調停に關する行爲の全般に及んで居る、當事者の反對の意思表示を以て之を制限することを許さぬ。

併し其總代は必ずしも當事者の全部を代表することを必要としない、一部を代表する總代も亦法律の認むる所である、當事者の中で同一の字に屬するものが各一人の總代を選むこともあらうし、又同一の組合に屬して居るものが各一人の總代を選むこともあらうし、此等の點は當事者の便宜に一任したのである。

三八 前述した如く總代は一種の代理人であるから當事者は何時でも其代理權を奪ふことが出来る、併し之れが爲め其代理權の消滅を知らずして爲したる調停手續の效力を無効にすることは不當であるから、總代の解任は常に之を裁判所に届出でねばならぬことにした、若し届出をしないときは、其解任は裁判所相手方其他第三者に對し何等効がない、從て其届出のない間は總代に對し爲されたる各種の調停手續は有効である、但し本人と總代との間に於ては其解任

總代の解任

が届出を待たずして有効なること勿論である、従て解任ありたるに拘らず總代が當事者に代り各種の行爲を爲したる場合には届出前と雖も總代は當事者に對して損害賠償の責任を負ふべきである。(二三第二項)

裁判所は假令總代を不適任なりと認めても之を解任することが出来ない、唯當事者に解任を勧告するか若くは當事者自身を呼出すより他に方法がない、蓋し當事者が解任を欲しないのに裁判所が之を解任した所で圓滿に調停の成立する様なことは到底豫期し得られないから本法は裁判所の解任權を認めなかつたのである。

三九 裁判所が自ら調停を爲すこととなれば先づ第一に期日を定めねばならぬ。何人が期日を定むるやに付ては本法に何等規定する所がない、唯調停は其性質上非訟事件の一種と認むべきものであるから、非訟事件手續法第十條の趣旨に従ひ裁判長其期日を定むべきものと解するを至當とする。

當事者又は總代の呼出

期日を定めたらば其期日に當事者又は總代を呼出さねばならぬ、呼出は書記が裁判長の命を受けて之を爲すのであるが(非訟一〇、民訴一六一)其呼出は決して送達の方法に依るを要しない、適當の方法を以て之を告知すれば充分である此事は調停には闕席判決の如きものがないによつても明かである。

第二回以後の期日に當事者が出頭して居れば次回の期日は口頭を以て之を告げることになるから特に書面を以て呼出す必要のないことは勿論である。

呼出すべきものは當事者若くは總代である、總代のあるときは總代を呼出すべきである、當事者が多數で其出頭が困難なる場合に於て總代が選任せらるるのであるから、總代が選任せられた以上は總代を呼出すべきものであることは寔に明かである。(一四第一項)

四〇 呼出を受けた當事者若くは總代は正當の事由あるに非ざれば出頭を拒むことが出来ない、即ち出頭の義務があるのである、正當の事由とは病氣で外

當事者又は總代の出頭義務

出が出来ないとか、期日が親妻子の葬式の當日であるとか、呼出が遅著したとか真に已むを得ざる事情の存する場合を云ふので、單純の支障の如きものを包含しないことは勿論である。

後に述ぶる如く「第四十四號參照」例へば地主が華族とか又は商人などで自分は一切土地の事に關係して居らない爲め、爭議の内容等を知つて居ない場合でも、第十六條の規定に依り裁判所の許可を得て代理人を出頭せしめない以上は必ず自ら出頭せねばならぬ、即ち此等の場合には當事者は出頭の義務を免除されることにはならぬ。

本法に當事者の總代の出頭義務に關する規定のあるのは小作爭議は其性質一般公益に關すること大なるものあるが爲めである、小作爭議が動もすれば階級闘争の傾向を帯び思想問題食糧問題等の見地から見て實に重大なることは言を俟たない、従て呼出を受けた當事者又は總代は爭議の解決が一般の公益に影響す

るところ大なるものあるを考へ調停に應ずると否とは別として兎も角出頭せねばならぬ、出頭をすれば調停者の意見を聞き相手方と懇談する機會も出來て自然感情を融和し案外調停が成立することも甚だ少なくないであらう。

裁判所が調停を爲す場合には當事者又は總代の不出頭に對しては何等制裁がない、即ち本條の出頭の義務には何等制裁がない、此點は調停委員會の調停の場合と大に趣を異にして居る、これは裁判所の扱ふ事件が前述した如く比較的輕微な爲めである。

四一 地主と小作人との關係は大體一樣であるから、其調停の結果は獨り其申立をなした當事者のみではなく其他の者の利害に影響する所が少なくない、従て第十五條は此等利害關係人の爲めに此等の者が後から調停事件に加はるとの出來る途を啓いた。

四二 本條に所謂「調停ノ結果ニ付利害關係ヲ有スル者」とは必ずしも法律

利害關係者
を有する

本法が參
加を認め
たる主旨

上の利害關係を有する者のみを謂ふのではなく、又法律上の利害關係を有する者が凡て茲に所謂「利害關係ヲ有スル者」でもない、故に例へば當事者の債權者の如き法律上の利害關係人が常に必ずしも茲に所謂「利害關係ヲ有スル者」ではなく、調停の當事者たる地主又は小作人等と同一状況の下に在る者、即ち法律上の利害關係人に非ざる者も茲に所謂「利害關係ヲ有スル者」たるを失はない曩にも一言した如く（前號参照）甲地主と乙小作人とが調停の當事者である場合に、甲地主の土地を賃借して居る他の小作人、若くは乙小作人に賃貸をしてゐる他の地主の如き、又は調停の目的となつて居る土地に隣接し之と同一状況に在る土地の地主、小作人の如きは本條に所謂「利害關係ヲ有スル者」として其適用を最も多く受くるものであらう。

四三 以上の如く利害關係を有する者は調停の結果が直接に又は間接に自己の利害に影響するから裁判所の許可を得て自ら進んで調停に加はることも出来る。

参加

るし、又此等利害關係人を調停に加へることが調停の成立に便宜な事もあるから裁判所は利害關係人の参加を求めることも出来る、斯くして参加した者は多くは調停の當事者となるであらうが其者の考へ次第で調停の當事者にはならないで單に調停の當事者を補助することも出来る、又場合によつては其者は調停の當事者になれない事もある、裁判所の許可は決定を以て之を爲すべきである。

四四 本法は借地借家調停法などと等しく自身出頭主義を採用して居る其理由の主なるものを挙げれば次の如くである、(イ) 調停は當事者の互譲妥協を主とするものであつて、固より裁判所が裁判をするのでないから、當事者相互の感情の融和、意思の疏通を計ることが最も肝要である、これにはどうしても當事者、總代、利害關係人等が自身出頭して互に顔を突き合はせて談合することが必要である、稀には直接顔を突き合はせた爲め却て感情の衝突を來す様な事が

當事者、
總代、
利害關係人、
自身出頭

ないとは限らぬが、そこは調停の任に當る者の梶の取り様で如何様にもなり得るのである、殊に此等の者が自身出頭すれば、調停者の心持も充分に徹底して調停の成立には甚だ便利である、(ロ) 調停にあつては裁判に於けると異なり争議の實情を聞くのを本旨として居るから(エ) 當事者其他の者の自身出頭を必要とするのである、代理人は争議の實情を充分に知らない爲め往々にして本人に尋ねることを必要とし、従て期日を延期せねばならぬ様な事となり、これが爲め調停の成立に支障を來すことが甚だ少なくない、(ハ) 裁判は申立を認容するか若くは棄却するかの一途を出でないのであるが、調停條項は誠に多種多様であつて最初調停の申立の内容になつて居なかつた様な事迄も調停條項中に加へらるる事が稀でないから、代理人が其調停に應ずるや否やを即座に答へることが出來ない場合が屢々生ずることとなるべきは、想像に難くない、そこで勢ひ代理人は更に本人に相談をせねばならぬ様な事になり、而もこんな事に日時を費

して居る間に色々な障害が起つて遂に調停が成立たない様なことになつてしまふ、假りに調停が成立つにしても其間多數の日子と多大の費用を空費するの結果を來すことは決して稀でない、(ニ) 代理人が公平の見地から相手方の主張に對して相當の讓歩をしたのであるに拘らず、本人が自己の立場から觀察して代理人の讓歩を不當なりとし、代理人の態度に疑を抱く場合が實際上甚だ少くない、かくして代理人は自己を盾とする爲め強硬な意見を吐く傾があり、而も調停者の意思が本人に徹底しない爲め、調停が不結果に終ることは決して稀でない、此事は辯護士訴訟の和解に於て實際目撃する所である。

總代は本法の立場からは全く當事者本人と同一視せられて居るのであるから、總代のある場合には總代自身が出頭すべきである、第十六條に利害關係人とは未だ當事者と爲らないものを謂ふのである、若し利害關係人が當事者と爲れば本條に所謂當事者中に入るべきである、即ち利害關係人は利害關係人としても

自身出頭すべきである。

四五 以上の如く當事者總代又は利害關係人は自身出頭せねばならないのであるが、特別の事情があれば裁判所の許可を得て代理人を出頭させることが出来る、特別の事情と云ふのは例へば本人が病氣だとか、旅行不在で到底期日に歸つて來ることが出来ないとか、土地の管理を一切他人に任かせてあつて自分は全然争議に關係して居ないとか、寔に已むを得ない特別の事情を謂ふのである。

特別の事情があつた丈では尙代理人を出すことは出来ぬ、更に調停裁判所の許可を得ることを必要とする、特別の事情の有無の認定は調停裁判所の判断に一任したのである、此許可は豫め之を得たる後代理人を出頭せしむべきであるが場合によつては期日に代理人出頭し裁判所の許可を得た上で調停手續に加はることも出来るのである。

此許可は何時でも取消せることになつて居る、従て一旦代理を許容したが既に其許容の理由と爲つた特別の事情が消滅に歸したとか、代理人が不適任であるとか又は先に與へた許可が誤であつたとか云ふ場合には何時でも其許可を取消して本人の出頭を命じ得るのである。

尤も代理人の存する場合に許可を取消さずして代理人と共に本人を呼出すことの出来るは勿論である。

代理人の資格に付ては何等制限はない、併し乍ら代理人にして徒らに紛議の挑發煽動を事とする様なものは成る可く之を避けねばならぬ。

四六 小作人等の中には裁判所等に出頭して充分に自分の意見を主張することが出来ないものもあるであらうから此等特別の事情の存する場合には輔佐人の附添を許すことにした、併し教育が一般農村に普及して居る今日、否寧ろ都會に比し一層完全に農村に普及して居る今日、此種の規定は恐らく無用であら

う、殊に屢述べた如く調停は法律上何れの主張が正當なりやを判断するのではなくて當事者の互讓妥協に基礎を置いて適當なる調和點を發見することを目的とするものであるから、當事者其他の者に輔佐人を附する必要があることは殆ど皆無であらう。

輔佐人は代理人ではない、つまり附添人であるから、本人と同伴することを要する、本人の陳述と輔佐人の陳述とが相抵觸する場合には、本人の陳述に依るべきである、尤も實際上に於てはそんな六ヶしい問題は起らないであらう、又そんなに六ヶしく考へる必要はない、兩者の陳述を參酌し然るべく調停をすればよいのである。

輔佐人の許可は代理人の許可と同様何時でも取消しが出来る（前號參照）

四七 調停をするには其爭議の實情を知ることが要する、而して關係市町村長、關係郡長等は爭議の内情を各種の方面から聞知するの便宜を有して居るも

市町村長
又は郡長
が裁判所
に對し爲
すに對し
るに關し
陳述の爲
すに關し
るに關し
陳述の爲
すに關し
るに關し

のであるから、第十七條は此等のものをして裁判所に對し其實情を報告せしむることとしたのである。

爭議の目的たる土地の所在地の市町村長又は郡長が爭議に最も深い關係を持つて居るものであることは今更説明を要しない、其他當事者の住所地の市町村長又は郡長も或場合には爭議の實情を知つて居ることがある、他村に住居して居る多數の小作人が出小作をして居る場合、他村のものが地主である場合等は是である、從て此等の市町村長、郡長にも爭議の經過に付き陳述を爲すことを得る様にしたのである。

第十八條及第十九條には意見と云ふ文字が使用されて居るに拘らず、本條には陳述なる文字の使用せられて居るのは本條に於ては意見の陳述を許さない主旨である、事件の經過即ち事實の有の儘を報告するのであつて、其事件に對する意見、例へば地主と小作人と何れの主張が正しいとか云ふことは之を報告しな

い主旨である。

五八

蓋し(一) 争議の中には既に市町村長又は郡長に依て調停を試みられたものもあらう、此等の場合に此市町村長や郡長が若し意見を述べることにしたならば、結局先きに試みられた調停が其儘裁判所に移ることとなつて再度の調停の效力は甚だ薄弱のものになつて仕舞ふに違ひない、當事者は先の調停に不満足であるから、之に服さなかつたのであるのに、其不満足な調停に當つた人が調停に付ての意見を裁判所に述べる様では當事者は初めから裁判所に對し信頼を拂はないことになつて、結局裁判所の調停も不結果に終ることになつて仕舞ふ、當事者に於て先の市町村長又は郡長の調停條項と後の裁判所の調停條項とが偶合したものと考へる場合には當事者は或は之に服するであらうが、裁判所の調停條項が市町村長又は郡長の意見に依て動かされたのであると云ふ様な疑を抱く場合には當事者は其調停には服さないであらう。

(二) 市町村長殊に村長には地主階級の人が随分多いであらうし、又市町村長、郡長等は動ともすると地主の味方の様に誤解せられ「これは明に誤解であるが」易いものであるから此等の人が裁判所に對し意見を述べるとあつては當事者は裁判所の調停に對し信頼の念を拂はぬこととなるかも知れぬ、若し當事者が信頼の念を拂はぬ様では調停が不結果に終るは當然である。

(三) 茲に注意せねばならぬは市町村長又は郡長をして意見を述べしめないことにしたのは其意見が實質に於て決して不公平であると云ふのではない、唯當事者が此等のものの意見に付き疑悞の念を抱くことがありはしないか、若しありとすれば折角の調停が不結果に終りはしないかと云ふことを虞れるが爲めである、裁判所が裁判をするときには裁判外で聞知したことは一切之を材料にすることが出来ない、或は裁判外で聞知したことも裁判の材料にする方が却て眞實を發見する上には便利であるかも知れぬが、併しそれでは裁判が公正なもので

あると云ふ一般的信頼が傷けられることになるから、結局裁判に付ては右の方針を採つて居るのである、裁判と調停とが其性質を異にして居ることは既に屢述べた所であるが、調停に付て公正の一般的信頼の必要なことは毫も裁判に譲らぬ、否夫以上であるとも云へる、調停に若し公正の一般的信頼が缺けたならば如何に其調停の實質がよくとも當事者は之に服しないことになつて調停は何等の効果をも收めることが出来ない。

調停の生命は實に此一般的信頼に在るのである、本條が市町村長又は郡長の意見の陳述を許さなかつたのは此主旨に出でたので其意見が實質的に悪いと云ふ考へに基いて居るのでは絶對に無い。

經過の報告は苟くも調停の繫屬して居る間何時でも出来るのである、市町村長又は郡長が第三條に依て調停の申立を受けたとき其申立と同時に報告書を裁判所に送ることも出来るし又其後に至つて報告をすることも出来る、唯前述した

如く報告書を作成する間申立を止めて置くことは宜しくないから實際の扱としては申立は直ちに之を裁判所に送付し報告は爾後に於て之を爲すべきである。報告は書面口頭何れによるも宜しい。

四八 前述した通り關係市町村長又は郡長は自ら進んで意見を述べることには出来ないが場合に依つては此等の者の意見の陳述が毫も當事者をして調停の公正に付き疑悞の念を抱かしめず且此等の者の意見が調停の参考となることも甚だ少くないから第十八條は裁判所から此等の者の意見を求めることが出来る様にした。

尙獨り市町村長、郡長のみならず其他苟くも裁判所に於て適當なりと認むる者の意見は之を求むることが出来る様にして置かねばならぬから、本條は此點に付ても其途を設けたのである、適當と認むる者とは例へば府縣の官吏、市町村の吏員、學校の教員、試験場の技師、村の古老等の如きを云ふのであるが固よ

市町村長
郡長其他
の者に對
する意見
の陳述

り何等資格に制限がない、小作官に付ては次號に説明する。

本條に所謂「意見」の中には當事者の何れの主張が正當であるか、又如何なる調停條項が適當であるかと云ふ様な見解が含まれて居ることは勿論であるが、其他調停の材料となるべき小作料の額、耕作物の出來高、耕作物の價格、田地の價額等鑑定に亘る様な意見も亦此中に含まれて居る、即ち或種の事項に付ては裁判所は本條の規定に依り意見を求めることも出来るし後に述ぶる如く證據調の手續に依り鑑定を命ずることも出来る、鑑定には偽證の制裁があるが本條に付ては何等此種の制裁がない。

小作官

四九 小作官は農商務大臣の監督に屬する官吏で、農商務省の本省と各府縣とに配置せられ、小作爭議に付て裁判所及調停委員會を補助して調停の進捗を圖り且一般的に小作關係の改善を爲すことを其職務として居る、本法（一八乃至二〇）に規定して居る職務以外に或は調停委員の選任に盡力をしたり、或は作

小作官の
裁判所に
對する意
見の陳述

物の出來柄を調査して爭議發生の場合に於ける當事者の主張の當否を判斷する資料に備へ、或は小作爭議の起つた場合に當事者を勧誘して調停の申立を爲さしむる等畢竟小作爭議の裏面に於ける各種の行動を爲すの職務を持つて居る。

五〇 以上の如く小作官は小作制度の改善を以て其職務とし、小作爭議に付て裁判所又は調停委員會を補助して其圓滿なる解決を圖るべき職責を有するものであるから、市町村長、郡長等と異なり、裁判所の要求を待たずして自ら進んで意見を述べることが出来る、而も調停期日に裁判所に出席して其意見を述べることとも出来る。（一九）

以上の如く小作官は自ら意見を述べることが出来るけれども、第十八條に依れば裁判所の方からも必要に應じて其意見を徴することが出来る様になつて居る。

五一 後にも述ぶる如く裁判所は證據調「證人鑑定人の訊問・檢證等」の方

小作官に
對する事

實調査の囑託

法に依つて事實の調査をすることが出来るけれども小作官に事實の調査を囑託することも出来る(二〇)小作官は固より證據調の方法に依つて證人を調べることが出来ないから事實の調査に當つて小作官に對し虚偽の陳述を爲したものがあつたからと云つて偽證の制裁を以て臨むことは出来ぬ、即ち此方法に依る事實は證據調の方法に依るものに比し簡便ではあるが確實ではない。

調停手續の不公開

五二 調停手續は一般の傍聽を許さない、唯裁判所に於て相當と認むる者に對し傍聽を許すことが出来る丈である、(二一)蓋し調停は當事者其他の者が膝を交へて談合する所に妙味があるので寧ろ形式的の事は成るべく避くべきであるから一般の傍聽を許すには適當しない、且調停に在つては當事者をして考へて居ることを思ふ存分に云はしめて其感情を融和することが必要であるし、場合に依つては各當事者を各別に呼び入れて調停を試みることもあるので此間他人の傍聽を許さない方が都合のよい事が少なくない、尙又小作爭議の如きに在

つては多數の人が煽動的態度に出ることも少なくないので一般に傍聽を許すときは却て當事者の感情を激成するの虞がないと限らぬ、「相當ト認ムル者」とは例へば市町村長、郡長其他の當該官吏等苟くも裁判所に於て調停の妨とならな

費用の豫納

五三 裁判所が費用を要する行爲を爲した場合に其費用が國庫の負擔に屬すべきものに非ざるときは裁判所は當事者の一方又は雙方をして其費用を豫納せしむることが出来る。(二二)

證據調の費用に付ては後に述ぶる如く民事訴訟法第二百八十八條の準用があるから(非訟一〇)(五八號參照)第二十二條の適用を受くべき限でない、又裁判所が小作官に事實の調査を囑託したり(二〇)市町村長、郡長等に調停の中立の通知をしたり(五、八)勸解を爲さしめたり(四五)することは裁判所の職權行動に屬し其費用は國庫の負擔すべきものであるから此種の費用に付ても亦本

條は適用せられない、従て本條の適用を受くるのは當事者の呼出の費用の如きものを云ふのであつて此種の費用は甚だ稀である、費用の豫納者と終極の負擔者とが異なることは民事訴訟法に於けると同様である。(二六)

申述の方
法

五四 裁判所に對する申述は書面又は口頭に依て之を爲すことが出来る(二三、第一項)必ずしも口頭で申立てねばならぬと云ふこともなければ又必ずしも書面に基いて申立てねばならぬと云ふこともない、茲に申述と云ふは廣く裁判所の判断を受くべき事項の申立を謂ふのである、例へば、調停却下の申立(二)參加の申立(一五) 代理人又は輔佐人許可の申立(一六) 調停前に於ける必要なる措置の申立(二三)の如き是である、調停の申立に付ては第七條の規定があるから第二十三條に規定するものは其他の申立である、非訟事件手續法第三十三條を見ると申立「狹義」と申述とは別箇の意義を有するものの如くであつて或學者は申立は積極的の判断を受くべき事項に關するもの例へば本法に付て云

へば調停の申立、却下の申立の如きものを意味し申述は受働的の判断を受くべき事項に關するもの例へば限定承認の届出(非訟一〇四以下)の如きものを意味するのであると説明して居るが、本法に所謂申述なる語は廣く裁判所の判断を受くべき事項の申立を云ふのであつて特別の意味を持つて居らぬ、裁判所に對する爭議の實情の陳述は固より夫れ自身判断を受くる事項の申立ではないので、これは必ず口頭を以てなすべきである、即ち調停手續は直接審理主義に據るべきである「調停委員會の調停手續には第三十五條の規定があるけれども裁判所の調停手續には此種の規定がない、併し前述した如く裁判所の調停は一種の非訟事件であり調停の性質上當事者を直接に審理すべきことは當然である特に第十四條、第十六條の規定に徴するも此如く解せざるを得ない」若し申述が口頭を以て爲されたる場合には裁判所書記は調書を作るべきである、調書作成の方法に付ては前述した所を参照せられたい。(第一五號參照)

五五 裁判所の調停に付ては書記が其調書を作ることになつて居る(二四) 茲に所謂調停は調停手續及調停條項を意味するのである。調書に記載すべき事項に付ては民事訴訟法に於けるが如き嚴格なる規定がない、併し民事訴訟法の規定は實際の便益に照し正當のものと考へられるから大體之に準據するのが宜しいであらう、即ち調停の場所、年月日、當事者の氏名、判事の氏名、出頭したる當事者、總代、代理人、輔佐人の氏名(民訴一二九)調停申立の要旨、答辯の要旨、參加の申立、却下の申立、其他の申立、調停條項(民訴一三〇)等を記載し調停擔當部の裁判長及び裁判所書記署名捺印すべきである、(民訴一三二)證人、鑑定人の供述に付ては勿論調書を作るべきである、(非訟一〇)調停の申立や答辯は極めて簡単に要旨を記すのみで宜しい、申立や答辯に基いて裁判をする場合とは大に趣を異にして居る、又市町村長、郡長、小作官の意見等は特別の場合を除く外調書に記載する必要はないのであらう。

五六 第二十五條に依れば裁判所は調停前調停の爲め必要なる措置を爲すことが出来る、例へば小作米の額が争となつて居る爲め地主が小作米を受取らないう様な場合に兎も角も其米を受取る様に勧誘をしたり、小作權の内容に争があつて小作人が植付をしない様な場合に兎も角も植付をする様に勧めるが如きは本條に所謂必要の措置である。尙調停委員會を開く場合に裁判所が豫め本條の措置を爲すことも出来るのである、此如きことは實際は甚だ稀ではあらうが、裁判所が調停の申立を受け調停委員會を開く場合先づ應急の措置として一時的の調停を爲すことは必ずしも絶無ではない。

五七 調停條項は次に述ぶる如く裁判上の和解と同一の效力を有するもので債務名義たり得るのであるから、(二七、民訴五五九)調停條項に掲ぐる事は法律上許容せられ得べきこととでなければならぬ、即ち調停は全然法律を離れて通俗的に爲さるべきものであるけれども調停條項は法律的に定められねばならぬ、

勿論調停條項の中に當事者の氣休になる畢竟毒にも藥にもならぬ様な事が記載せられることは何等差支はないが、これが爲め他の條項の法律上の意義が曖昧になる様な事は避けねばならぬ、つまり他の條項の法律上の意義を害せざる程に於てのみ法律的でない餘分の記載が許されるものと解すべきである。

尙當事者が多數なる場合に調停は必ずしも凡ての當事者に付て成立することを必要としない、併しながら當事者中の或者に對してのみ調停が成立した場合に其成立した調停は動ともすれば實行され難い危険を伴ふものであるから、成る可く調停は凡ての當事者に對し一様に成立することを理想とする。

調停條項中に證據調の費用、呼出の費用其他調停に要した一切の費用の負擔に付き特に定めをなせば固より其定の有效なることは勿論であるが若し特に其定の無い場合には此等の費用は各支出者の自辨とすることになつて居る、(二六) 結局當事者間には費用のやりとりが無いことになる。

調停の效力

裁判所の調停には第三十六條の如き規定がない、これは前述した如く裁判所の調停が比較的輕微なものに關して居るからである。

調停は調停上の和解と同一の效力を有し債務名義たり得るのである、(二七、民訴五五九) 調停委員會の調停が裁判上の和解と同一の效力を有するが爲めには裁判所の認可決定を必要とするけれども(四〇) 裁判所の調停が此種の效力を有するが爲めには固より裁判所の認可決定を必要としない、此點に付ては後の説明を参照せられたい。

證據調

五八 調停は其性質上非訟事件に屬するものと認むべきであるから、裁判所が調停を爲すに當り申立に因り又は職權を以て證據調を爲すことを得るは當然である、(非訟一〇) 但茲に注意せねばならぬのは證據調中臨檢に關する費用は國庫の負擔となることである調停委員會が證據調を爲す場合との權衡上此如く解さねばならぬ。〔第七四號參照〕

調停委員會の調停に付ては第三十五條の規定があるに拘らず、裁判所の調停に付ては此種の規定の無いのは之が爲めである。

五九 調停手續開始前の勸解に付ては第十一條の規定があるけれども爾後の勸解に付ては此種の規定がない、蓋し第十條に於て裁判所は調停の申立を受けるときは自ら調停を爲すか然らざれば調停委員會を開くか必ず二者何れかを選ばねばならぬものの如く規定せられて居るから第十一條に於て裁判所は必ずしも此二者何れかを選ばねばならないことを示したのであつて同條あるが爲め爾後の勸解は許容せらるべきものでないと解すべきではない、勸解の性質に付ては前述した所を参照せられたい。

尙第二條の規定に依るときは裁判所は調停の申立を受けた當初に於てのみ之を却下することが出来る様であるけれども爾後の却下を禁止して居る主旨ではない、調停開始後裁判所が第二條の事情ありと認めたるときは何時でも其調停の

申立を却下することが出来る。此却下を爲した場合に於ける市町村長及郡長に對する通知に付ては何等規定がないけれども裁判所は、第四十四條の規定の主旨に準じ其通知を爲すべきものであらう。

第二節 調停委員會の手續

六〇 調停委員會は調停主任一人と調停委員二人以上を以て組織する(二二八) 調停主任は判事の中より毎年豫め地方裁判所長が指定することになつて居る(二九第一項) 調停主任には成る可く其地方の小作の事情に通じた判事を充つべきことは前述した通りである。(第八號參照)

小作爭議は或時期に於て特に多數一時に發生することが少なくないから、且調停委員會は各所に出張することになつて居るから(三〇) 場所に依つては數名の調停主任を指定して置く必要があるであらう。

調停委員は先づ原則として調停に適當なる者の中より地方裁判所が之を選任す

るのであつて、其選任せられたものの中より各事件につき調停主任が之を指定することになつて居る。

如何なる人が適當なる者であるかは一概に云へぬ、地方の名望家、教員、僧侶、官公吏、町村會議員、成る可く各種の階級に在るものを網羅するを可とする、資産家階級に屬する人の選任には左迄困難を感じないであらうが、無資産家階級に屬する人の選任には多少困難を感じるであらう、政黨の色彩の濃厚なる人は調停委員には餘り適當でないかも知れぬ、併し同一黨派に屬するものの小作爭議に付ては此種の人が調停委員として反つて適任であるかも知れぬ、其選任は甚だ難事であるから慎重の注意を要する、選任に付ては小作官の補助を受くるの必要がある此等の點は書物の上に書き表はすことは出来ない。

裁判所長の選任借地は借家調停法に於けるが如く毎年豫め之を爲すことを必要としない。(借調一六)

爭議が起つた度毎に裁判所長が調停委員を選任して居ては到底急に應ずることが出来なからうから豫め調停委員を依頼し其内諾を得て置くのが便利であらうが、小作爭議は地方的のものであつて利害の影響する所が廣くあり且其他種々の理由から豫め選任して置いた調停委員中には當該の爭議の調停に適當なるものを發見することが出来ない様なことも起り得るから場合に依ては裁判所長は當該の事件に應じて調停委員を選むことも出来る、又豫め調停委員に選ばれて居ることを迷惑に感ずる人もあらうから此種の人に對しても事件に應じて調停委員に依頼するを可とする、此等の理由よりして本法に在つては調停委員は必ずしも毎年豫め選任せらるることを要しないことにして居る。

裁判所長の選任したものは嚴格に云へば調停委員の候補者である、其候補者より調停主任が各事件の態様、規模、性質に應じ調停委員を指定するのである。

以上は調停委員指定の原則である併しこれには例外がある、

(イ) 争議の當事者が合意を以て選定したものがあれば調停主任に必ず之を指定せねばならぬ、固より裁判所長の選任したるものと否とを問はない、これは別に説明を要しないことで當事者雙方が信頼して居るものを排斥する理由は毫もないからである、此種の人は調停を成立せしむるに最も適當なる人と云はねばならぬ。

(ロ) 裁判所長の選任した者の中より當事者雙方が各別に選定した者があれば調停主任は必ず此者を指定せねばならぬ。(イ)は當事者雙方が同一人を選定した場合であるが(ロ)は當事者雙方が各異つた人を選定した場合である、此場合には其者は必ず裁判所長の選任したものの中から選定せられたることを必要とする、従て當事者雙方が各別に裁判所長の選任せざる者の中より任意の者を選定した場合には其者は調停委員と爲ることが出来ない、此事は大に注意を要する點である、本法は當事者の利益代表者たる調停委員を認めなかつたので

ある、従て當事者が各別に自己の欲する調停委員を選任することは許されない、此點に關しては随分議論の存することであらうが、當事者の利益代表者を調停委員とするときは結局争議が調停委員會に移つて仕舞ひ調停主任のみが中立者として調停の任に當ると云ふことになり、徒に争議を擴大するのみで當事者が其調停に應ずることは極めて稀になるであらう、小作人の團體地主の團體の組織が完全であるならば此等の團體中から豫め各別に調停委員を選任することも出来、而も此調停委員は争議の當事者自身から、選ばれたものでないから、各當事者の立場を考へて而も比較的公平な意見を發表するであらうし、此種の利益代表者が調停に當ることは或は至當であるかも知れぬが、此種の團體の組織の完全でない今日當事者が各自に選んだ利益代表者をして調停に當らしむることは大に考慮を要する。

以上の如く(ロ)の場合には各當事者が裁判所長の選任した者の中から調停委

員を選定することを要するのみならず、當事者雙方がこれを選定することを必要とする、従て當事者の一方のみが調停委員を選定することは許されない、其理由は當事者の一方は裁判所長の選任した者の中に自己の信頼すべき人を發見した爲め之を選定したが、當事者の他の一方は之を選定をすることが出來ない様な場合には寧ろ全然當事者の選定を許さない方が調停を成立せしむるに便なりとしたからである、若し此種の選定を許すと選定をしなかつた當事者は調停の結果に付き疑悞の念を抱き結局調停が不成立に終る場合が少くないであらう、當事者雙方の選定と云ふことと當事者雙方の合意の選定と云ふこととは勿論其意味が違ふ、即ち(ロ)は當事者雙方が別異の人を選んだ場合であつて(イ)に於けるが如く當事者雙方が同一人を選んだ場合ではない。

以上(イ)及(ロ)の場合に調停主任が當事者に依て選定せられた者を指定せねばならぬことは前に述べた通りであるが、右の者の外に調停主任が自ら指定

した調停委員を加へることは毫も妨がないのである、蓋し當事者が合意を以て選定したものが唯一人のみなることもあらうし又は當事者が各別に選定した者のみでは調停成立の見込がないこともあらうし、従て本法は調停主任をして自己の指定に係る調停委員を鹽梅することを得せしめたのである第二十九條第二項但書中に「先ヅ」と云ふ文字のあるは此主旨を云表はさんが爲めである。

以上の方法に依つて調停委員に指定せられた者は猥に之を辭することが出來ない(二九第三項)借地借家調停法には此種の規定がないに拘らず(借調一六)本法に此種の規定のあるのは小作爭議は動ともすると地方的、階級的の色彩を帯んで居るので調停委員に指定せられた者が後日の累を虞れて其指定を拒否することがないとも限らないから、此如き事なからしめんが爲めである、第二十九條第三項に所謂「正當の事由」とは例へば病氣であるとか、自分が爭議の當事者の一人若くは其親戚であるとか、又は自分が同一の爭議に付き既に調停を試

み不成立に終りたる爲め當事者の一方から非常な反感を受けて居るとか云ふ様な事情を意味するのである。

調停委員會には書記は居ない、唯前にも述べた通り調停は委員會の開かれた場合でも裁判所の事務の一であるから裁判所書記が調停委員會の仕事をする事になるのである。

調停委員
會を開く
べき場所

六一 第三十條に依れば調停主任は爭議の實情を考慮し適當なる場所に於て委員會を開くことが出来る。

借地借家調停法には此種の規定がない、借地借家に關する紛争は多くは裁判所所在地に起るものであり且當事者の數も多數でなく尙又借地借家の調停は主として區裁判所の管轄に屬して居るのであるから其調停は裁判所に於て之を爲すことを本則とするも左して不便ではない、反之小作に關する爭議は多くは裁判所の所在地を離れた場所に起り當事者の數も多數なるを常とし且其調停は原則

として地方裁判所の管轄に屬して居るから當事者の便利を重んずると云ふ點から特に本條を設けたのである。

尤も今次の震災以來借地借家に關する爭議に付て東京市内に出張所を設けて之が調停を試みて居るがこれは出張所を以て裁判所の延長と見る觀念に基いて居るので調停委員會が場所を定めずして隨時隨處に出張し得ると云ふのではない、本條とは自ら其主旨を異にして居る。

調停主任は爭議の實情に付き小作官等の報道を得て如何なる場所に調停委員會を開くべきやを定めねばならぬ、多くの場合爭議の目的たる土地の近傍に開くを適當とするであらう、併し乍ら民心の動搖等を慮り特に此等の土地より稍離れたる場所を選むこともあらう、裁判所以外の場所を選んだ場合には學校、寺院、役場等に於て調停委員會を開くことになるであらう。

六二 調停委員會に於ける調停手續は調停主任が之を指揮することになつて

調停委員
會に於け
る調停手
續の指揮

居る(三一)畢竟調停主任は民事訴訟に於ける裁判長と同一の地位にある、尤も調停手続には訴訟手続に於けるが如き嚴格なる法規が存して居らないのであつて、凡ての事が調停主任と調停委員の談合の結果進行して行くのであるから調停主任が本條に依つて特に調停手続の指揮をする様なことは殆ど絶無であらう、唯僅かに期日の指定位が事實上に於て調停主任の指揮權の發動と見ることが出来る。

調停委員
會の決議
の方法

六三 調停委員會の決議は調停委員の多數決に依ることになつて居る、調停主任は其決に加はることが出来ない、唯調停委員の可否の意見が同數な場合には調停主任が決議に付き決定をすることが出来る、(三二)(借調二〇)勸解、總代選任命令、參加、代理の許可等調停委員會の決議を要する場合は甚だ少くない。

調停委員
會の評議
の方法

六四 調停委員會の評議は祕密である、(三三)調停委員會の評議に關する調

停主任及委員の意見、評議の顛末等が外間に洩れると主任や委員の迷惑になる様なことが少くないから此等の事項は一切祕密にせらるべきである、小作爭議が大規模なものであつて數ヶ村に亘るとか、又は極めて激甚であつて當事者の感情が著しく昂ぶつて居る様な場合には特に左様である、祕密漏泄に付ては第四十九條の制裁がある。

勸解

六五 第十一條の規定が調停開始前のみならず開始後の勸解にも適用せらるることは前に述べた通りであるが、調停委員會に於ても調停開始後適當なる者をして勸解を爲さしむることが出来る、(三四、一一)此場合には勸解を爲さしむるや否やは委員會の決議に依て定まるのである、勸解に關する其他の點は先に述べた所を参照せられたい。(第三〇號以下)

總代

六六 調停委員會は必要の場合に於て總代の選任を命ずることが出来るし、總代の解任は調停委員會に届出でなければ其效がない其他の點は先に説明した

第四章

調停開始後終了迄の手続
六五、六六

第二節 調停委員會の手続
六三、六四、八三

當事者又
呼出總代の

所を参照せられたい。(三四、一二、一三)(第三五號以下参照)

六七 呼出に付ては大體先の説明を参照せられたい(第三九號参照) 期日は調停主任が之を定めるのである、(第六二號参照) 調停委員會には裁判所書記が置かるることになつて居るから(第六〇號末段参照) 呼出は其書記がすることになる(第三九號参照)(三四、一四)

當事者又
出頭義務の

六八 呼出を受けた當事者若は總代が正當の事由なくして出頭を拒むことが出来ないことは前述した通りである。(第四〇號参照)

唯裁判所(裁判長)の呼出に應じない場合には特に制裁の規定がないけれども調停委員會(調停主任)の呼出に應じない場合には制裁の規定がある(四八) これは前にも述べた通り裁判所の調停は比較的輕微な爭議に關し委員會の調停は比較的重要な爭議に關するからである。

參加、利害關係、出頭義務、代理人、出頭、理人、容人、容人、村長、郡長、に件、關する、過失、の、事、は、町、許、佐、許、代、身、係、代、當、

六九 參加とか當事者等の自身出頭とか代理人の許容とか其他本號の龍頭に

陳述、町長、小作、官、其、他、の、見、小、の、者、官、陳、述、の、意、見、小、の、者、官、作、事、に、對、小、の、者、官、調、査、の、事、に、對、小、の、者、官、託、調、査、の、事、に、對、小、の、者、官、手續、の、停、止、不、手、續、の、停、止、不、納、費、用、の、豫、納

掲げた事項に付ては調停委員會の調停手續に關し特に説明すべきものがない、裁判所の調停手續に關する説明を参照すれば自ら明かである。「第四十二號乃至第五十二號参照」(三四、一五乃至二一) 唯第十五條乃至第二十一條中に在る裁判所と云ふ文字を調停委員會と云ふ文字に入れ換へて讀めば宜しいのである。

七〇 調停委員會が費用を要する行爲を爲した場合に當事者に其豫納を命ずることの出来るのは第二十二條の規定を準用した第三十四條に依り寔に明かである、唯實際の扱としては裁判所が調停委員會を開くに先ち當事者呼出の費用を豫納せしむることが出来ねば甚だ不便である、稍無理の様にも思はれるが此場合も亦第二十二條の準用ありと解すべきである。(第五三號参照)

七一 申述の方法に付ては特に説明すべきことがない、申述が口頭を以て爲された場合に書記が調書を作るべきことも前述した通りであつて特に説明を要

申述の方
法及調書

第四章 調停開始後終了迄の手續 第二節 調停委員會の手續 六七、六八、八五
六九、七〇、七一

しない、(第五四號參照)(三四、二三) 既に一言した如く調停委員會の手續は一種の非訟事件として裁判所の手續の一と見るべきであるから調停委員會には裁判所書記が附置せらるることになるのであつて此書記が前示の調書を作成すべきである。

調停手續及調停條項に付ては書記が調書を作るべきである、(三四、二四)

調書には調停主任のみならず調停委員も亦署名捺印する方が穩當である、書記が署名捺印すべきは言を俟たない、(第五五號參照)

七二 調停委員會が調停前に必要な措置を爲し得ることは第二十五條を準用して居る第三十四條の主旨に照し明かである、尙調停委員會が調停手續を開始するに先ち裁判所が此種の措置を爲し得ることも前述した通りである、(第五六號參照)

七三 調停條項の定め方に付ては特に説明すべきことはない、(第五七號參照)

調停前に
於ける必
要なる措
置

調停條項
の定め方

照)(三四、二三)

口頭辯論
主義及證
據調

七四 第三十五條第一項前段は調停委員會に於ける調停手續が口頭辯論主義に依るべきことを規定し其後段並に第二項以下は調停委員會に於ける證據調の手續を規定して居る、(三五)

(イ) 調停委員會は當事者其他の者の陳述を直接聴取せねばならぬ、此等の者の陳述を書面に依つて観ることを許されない、直接此等の者の陳述を聴いてこそ其事案の真相を知り、此等の者の感情を和らげ互譲を求め能く妥當なる調停の成立を見ることが出来るのである、本條には代理人に付て何等規定を設けて居らぬが代理人の陳述も亦直接に聴取せられねばならぬことは勿論である。

(ロ) 調停手續は一種の非訟事件と見るべきものであるけれども調停委員會が調停を爲す場合に直ちに非訟事件手續法に依て證據調を爲し得るやは稍疑問に屬する、本條に特別の規定を設けたのは之が爲めである、本條の規定に依れば

調停委員會は民事訴訟法の規定に準じ證據調を爲すことが出来るのであつて、其證據調は證人鑑定人書證檢證等凡ての範圍に亘つて居る。

證據調は職權を以て之を爲すことも出来る（非訟一一）亦調停委員會は調停主任に委任して證據調をすることも出来るし區裁判所に證據調の囑託をすることも出来る。

調停委員會が證據調を爲す場合に證人又は鑑定人に對し不出頭又は證言拒絶に付き民事訴訟法の規定に依り制裁を附することを得るやは稍疑があるが（民訴二九四、三〇二、三二八）自分は之を消極に解したいと思ふ、調停委員會が證人又は鑑定人に對し宣誓を命じ得ること、偽證を爲したものに刑法上の制裁の存することは勿論である、（特許法一〇〇、同盟及聯合國ト獨逸國等トノ平和條約ニ依ル財産處理ニ關スル件大正九、五、二七勅令一七一號第十條、特殊權利審査規程大正九、五、二七勅令一七四號第三條、刑法一六九乃至一七一）區裁

判所が囑託を受けた場合に證據調は裁判所に於ける一般證據調の手續に依ることとは言を俟たない。

證據調の費用は此を豫納せしむることが出来るし若し之を豫納せざるときは證據調を爲さないで宜しい（民訴二八八）、職權で證據調を爲したときは其費用は國庫で立替ることになる（非訟三二）又證人、鑑定人の受くべき旅費、日當、及止宿料に付ては民事訴訟費用法が準用せらるることになつて居る（民訴費用法一一乃至一三）尙臨檢に付ては民事訴訟費用法の準用がない、此等の費用は國庫に於て負擔するの主旨と見ねばならぬ。借地借家調停法に付て司法省は右の見解を採つて居る（神戸地方裁判所長の問合に對する大正一一、一一、一三民事局長回答）

以上の如く證據調に付ては嚴格な規定があるけれども第十九條第二十條の規定がある以上實際には第三十五條の規定に依つて證據調をする様なことは極めて

稀であらう。

九〇

七五 調停が不成立と爲つた場合には調停委員會は適當と認むる調停條項を定めることが出来る、其調停條項に付ては書記が第二十四條第三十四條に依つて調書を作ることになつて居るから其調書の正本を當事者自身又は總代に送付すべきである、送付の方法は何等限定せられて居らないから調停委員會の相當と認むるものに依るべきである（非訟一八）、送付の事務は明文上必ずしも書記の職權には屬して居らぬが（民訴一三六）實際上は書記が之を取扱ふこととなるであらう。

調書の正本は總代が無ければ當事者本人に送付するのであるが若し總代があれば總代に送付すべきである、第三十六條に「總代アルトキハ總代ニ」と規定せられて居るのは其意味である、蓋し後にも述ぶる如く調停條項に對し一定の期間内に異議の申立がないときには其調停に同意したものと看做されるから而も

前述した如く成る可く調停は當事者全員に付き成立することが望ましいから調停條項の調書の正本は之を總代に送付し總代が衆議を纏めて一樣に異議を申立てるや否やを決定する様にしたのである、總代のある場合には當事者が多數であるから其多數の當事者に調停條項の調書を送付するときは當事者中に異議を申立てるものと然らざるものとが出来て當事者中調停の成立したものと成立しないものとを生ずることとなり、其關係が錯雜となつて成立した調停が完全に履行せられない様な危険を生ずるから總代のある場合には調停條項の調書は之を總代に送付することとしたのである、但し此場合にも當事者本人が異議を申立てることが出来るのは勿論である。

調停委員會は調書の正本の送付と同時に當事者又は總代に對し此等の者が其送付を受けたる後一月内に異議を述べないときは調停に同意したるものと看做す旨を通知せねばならぬ、畢竟調停條項に對し異議を述べないときは重大な效果

調停條項
に對する
異議

を生ずるから其旨を豫め當事者又は總代に對し警告する主旨である。(三六第一項) 通知は適當の方法に依つて宜しい。

當事者又は總代が調書の正本の送付を受けてから一月内に異議の申立をしなれば調停に同意したるものと看做される。(三六第二項) 期間の計算法は民事訴訟法第六十五條第六十六條の規定に準據すべきである。(非訟一〇参照) 併しこれは民事訴訟法の規定が準用せられると云ふのではなくて此等の規定の類推の結果である、從て民事訴訟法第六十七條等の規定の準用はない。

異議申立の期間は調停委員會に於て之を伸長することが出来る、明文には當事者の申立に因る様になつて居るが職權を以て伸長することも出来るものと解すべきである、多數の當事者の内の或者が期間の伸長を申出でた様な場合に其者丈に期間の伸長を許したが爲め當事者中の或者に對しては調停が成立し他の者に對しては調停が不成立となる虞を生ずる様なときには伸長の申立を爲さざる

他の者に對しても職權で期間の伸長を爲すことが出来るであらう、其他全然當事者の何人からも伸長の申立がない様な場合でも時宜に依つては調停委員會は職權を以て自ら進んで期間の伸長を爲すことが出来る、期間を伸長したらば其旨を相手方に對して通知すべきである、若し總代があるときは通知は其總代に對して爲さるべきである、これは既に説明した如く總代あるときは調停條項並に異議申立期間は總代に對して通知せられてあるからである。(三六第三項、第一項) 期間伸長の申立をなさない當事者の爲めに職權で期間の伸長をなした場合には伸長の通知は此當事者にもなさるべきである、通知の方法は調停委員會の定めたる所に依るべきは前に屢々述べた通りである。(非訟一八)

當事者又は總代が期間内に異議を述べたときには調停は不成立と爲るから調停委員會は其旨を相手方に通知すべく總代あるときは總代に通知すべきである、假令調停條項が總代に送付せられた場合でも當事者が異議の申立を爲すことの

出来るのは勿論であり又多数の當事者が各自別々に異議の申立を爲すことの出
來るのも勿論である、此點は前述した通りである。(三六第四項)

調停の拒否

七六 第二條に該當する場合に裁判所が調停の申立を却下し得ること及其却
下が調停の申立受理後に於ても爲され得ることは前述した通りであるが(第五
九號參照) 調停委員會も亦第二條に規定する事由ありと認むるときには調停を
爲さないことが出来る、此場合には調停委員會は特に申立却下の宣言を爲す必
要はない、唯調停を爲さない旨を告ぐればよろしい、此場合には裁判所は第四
十三條の規定に準じて、當該市町村長及郡長に通知を爲すべきものであらう。
(三七)(第五九號參照)

調停に對する裁判所の認可決定

七七 當事者の同意に依り調停が成立した場合又は委員會の定めた調停條項
に對し期間内に異議の申立がなかつた爲め調停が成立したときは裁判所は調停
主任の意見を聽いて調停に付て認否の決定を爲すべきである、但し次に述ぶる

如く調停は裁判上の和解と同一の效力を有し之に依て強制執行を爲すことを得
るものであるから、此點に於て特に裁判所の認否の決定を必要としたのであ
る。(三八第一項) 認否の決定は適當の方法に依つて告知せらるべきである。(非
訟一八)

認可の決定に對しては不服を許さないことになつて居る、調停は當事者の合意
若くは合意と看做さるる事實に依つて成立するものであつて原則として認可せ
らるべきものであるから認可の決定に對しては不服を許さないことにしたので
ある。(三八第二項)

不認可の決定は成立した調停の效力を覆すものであるから此決定に對しては當
事者又は總代から民事訴訟法に従ひ即時抗告が出来る、即ち不認可決定告知の
日より七日内に抗告の申立が出来。(三八第三項)

第三十八條第三項には民事訴訟法に従ひ即時抗告を爲すことを得るとあるから

不認可の決定は送達すべきものの如くに解せられるけれども本項の主旨は其程度に迄民事訴訟法の規定を適用すると云ふのではない、従て不認可の決定は非訟事件手続法に依つて告知することが出来(非訟一八)即時抗告の期間は右告知の日より起算すべきである、而して期間は告知の日を加へず其翌日より計算し七日を経過するによりて満了する(民訴四六六、非訟二二、民訴一六五)尙抗告の方法は民事訴訟法第四百五十七條第四百六十一條等に規定せられて居る。前述した如く調停は當事者の合意若くは合意と看做さるる事實に依つて成立したものであるから裁判所は特別の理由なき限り認可決定を與ふべきである、假りに調停が當事者に取り多少不公正であつても當事者が既に納得したものである以上強て不認可の決定を與へ爭議を再び繰返さしむるが如きは決して策の得たるものではない、是れ第三十九條に「著シク公正ナラスト認ムル場合に非サレハ調停不認可ノ決定ヲ爲スコトヲ得ス」とある所以である、著しく不公正とは

例へば調停委員會が當事者を威逼し其意に反して調停を成立せしめたり、調停條項の送付なきに拘らず第三十六條の期間の経過により調停を成立したるものと看做した様な場合を云ふのである。

調停委員會の調停は裁判外の和解と同一の性質を有するものであるから裁判所の認可決定を俟つて始めて裁判上の和解と同一の效力を有し強制執行を爲し得るものとなり債務名義となるのである。

調停委員
會の調停
の效力

第五章 調停事件の後始末 (四一乃至四三)

調停條項
の揭示

七八 調停認可の決定は告知に依つて效力を生ずるのであるが(非訟一八)若し其告知が總代に對して爲されたときは當事者本人は調停條項の詳細を知悉して居らぬことがないとも限らぬから念の爲めに調停條項を爭議の目的たる土地の所在地の市役所又は町村役場(町村制を施行せざる地に於ては町村役場に準ずるもの)(四七)の揭示場に揭示して當事者に對し其條項を恪守すべき旨を諭告することになつて居る。(四一)

調停の經
過の公表

七九 調停委員會が自ら衡平なりと信ずる調停條項を示して當事者に調停を勧めたに拘らず當事者の一方が不當に其調停に應じなかつた様な場合には其調停條項及び調停者の何れが其調停に應じなかつたかと云ふ様な事を公表して世人の輿論に訴へることが出来る、調停に應ずると否とは當事者の隨意であるか

らせめては此如き方法に依つて當事者をして衡平なる調停條項に應せしむる手段を講ずるより外に途がないのである。

尙以上の場合の外調停の經過に付き種々なる誤解が世人の間に傳播した様な場合に其真相を社會に公表する必要のあることもある。(四二)

公表の方法に付ては制限がない、第四十二條は主として前述した如く調停終了後の手續に關するものであるけれども調停進行中にも亦調停の經過を公表することは絶無ではない。

八〇 爭議の目的たる土地の所在地の市町村長や郡長は前述した如く調停に付ては當初から關係をして居るのであるから調停事件が終了したときは裁判所は調停が成立したとか又は不成立に終つたとか或は第三十七條に依り調停が試みられなかつたとか夫々調停の結果を此等市町村長又は郡長に通知すべきである、調停者の住所地の市町村長又は郡長には通知をする必要はない。(一七)

調停終了
の通知

以上調停の結果は調停が裁判所に於て爲された場合のみならず調停委員會に於て爲された場合にも通知せらるべきである。

第六章 記録の閲覧謄本抄本の請求手数料旅費 日當等に關する規定及第四十七條の規定 (四四乃至四七)

記録の閲覧謄本の請求
は其謄本の正
本に對して
本等本の請

八一 當事者又は利害關係人は手数料を納めて裁判所書記に對して記録の閲覧又は謄寫をさせて貰ふことも出来るし又は記録の正本、謄本、抄本若くは事件に關する證明書の下付を裁判所書記に請求することも出来る。(四四)
茲に利害關係人と云ふのは必ずしも第十五條の利害關係人には限らない、苟くも此等の請求を爲すに付て利害關係を有して居る凡ての人を含んで居る、地主又は小作人の債權者の如きも亦茲に利害關係人たるを失はない、畢竟素見的の請求を排斥せんとする主旨である。

記録とは調停の進行に關する調書、調停條項の調書の如きものを謂ふのである、

第六章 記録の閲覧謄本抄本の請求手数料旅費日當等に關する規定及第一〇一
四十七條の規定 八一

市町村長、郡長の意見書の如きものを包含しない、正本は原本と同一の效力を有して居るもので調停に基いて強制執行をするには此正本が必要である、(四〇民訴五五九第三號、第四號、五六〇、五一六) 事件に關する證明書とは例へば何日に調停の申立があつたとか、何日に調停の呼出があつたとか云ふ様なことに關する證明書を謂ふのである。

當事者又は利害關係人は此等の請求を爲すに付て一件二十錢の手數料を納めなければならぬが(四六、本法ノ施行ニ關スル勅令) 當事者が調停事件の進行中に記録を閲覽したり、又は之を謄寫するには手數料を納めないで宜しい(四四但書)、此等は調停の當事者が調停の進行上當然爲すことを得るものであるから別に手數料を納めしめないことにしてある。

調停委員
及勸解者
の旅費
及止宿
料當

八二 調停委員及第十一條の規定に依つて調停開始前に勸解を爲したり若は裁判所の調停開始後勸解を爲した者竝に第三十四條の規定に依つて調停委員會

第四十七
條の規定

の調停開始後勸解を爲した者には旅費、日當、止宿料を給することになつて居る其額に付ては勅令に詳細の規定がある、(四六、本法ノ施行ニ關スル勅令)

八三 北海道では郡長の仕事は支廳長がすることになつてゐる關係上(町村制一三七、一級町村制一〇五條等) 本法に於て郡とあるのは北海道では北海道廳支廳管轄區域、郡長とあるは北海道では北海道廳支廳と云ふことになり、又、一郡になつて居らぬ島嶼には島司を置いて島司が郡長の仕事をして居るか(町村制一五三ノ二等) 本法中に郡長とあるは此如き島嶼に於ては島司を意味することになる。

尙北海道及勅令を以て指定せられた島嶼には町村制を施行しないことになつて居るから(町村制一五七、北海道一級町村制、北海道二級町村制、大正一〇勅令第一九〇號町村制ヲ施行セサル島嶼指定ノ件、明治四〇年勅令第四六號島嶼町村制) 本法中町村、町村長、又は町村役場とあるは此等の地に在りては町

第六章 記録の閲覧、謄本抄本の請求手數料、旅費、日當等に關する規定及第一〇三
四十七條の規定 八二、八三

村、町村長又は町村役場に準ずるものを意味するのである。

第七章 制 裁 (四八、四九)

當事者又は
總代の
不出頭に
對する過
料の制裁

八四 裁判所の呼出を受けた當事者又は總代が出頭の義務を有することは第十四條の規定する所であり第三十四條が第十四條の規定を準用して居るから調停委員會の呼出を受けた當事者又は總代が同様の義務を有することも亦明かである、而して裁判所の呼出した當事者又は總代の不出頭の場合には何等の制裁はないけれども調停委員會の呼出した當事者又は總代の不出頭に付ては第四十八條に制裁の規定がある、これは前述した如く裁判所で扱ふ調停事件は輕微なるもののみであるからである。

元來調停は當事者の合意に依つて成立するものであるから當事者及總代に對して出頭強制の規定を設けることは無意味の様であるが、借地借家調停法實施の結果に鑑みると兎も角も當事者を出頭せしむることが必要であつて、當事者が

出頭しなくては何かして調停を成立せしむることが出来るけれども、当事者が出頭しなくては当事者を説得する機会がなくて、非常に困ると云ふことが判つたので、借地借家調停法にも今度強制出頭の規定を新たに加へた様な次第であり、旁々本法にも此種の規定を設けたのである、殊に小作爭議の解決は直接には一人の利害問題に關係して居る事であるが、間接には國家全般の利害問題に關係する事であるから当事者及總代に對して強制出頭の規定を設けることは毫も不當でないと言はねばならぬ。

第四十八條の制裁を受くる者は当事者又は總代に限るのであつて、代理人又は輔佐人は同條の制裁を受けない、本條の文句は稍曖昧の様であるが、前述した通り本條は当事者又は總代の出頭義務に對する規定であるから第三十四條の規定に依り準用せられた第十四條の規定に依り出頭義務を有する当事者又は總代に對してのみ適用あるものと解さねばならぬ、從て代理人が出頭をしない様な場

合には調停委員會は代理の許可を取消したる上(一六、三四)當事者の出頭を命令し當事者が出頭せざる場合に於て其當事者に對し本條の制裁を加へることが出来るのである、總代が當事者と同一の地位に在るものなることは前述した通りであつて、總代不出頭の場合に當事者を呼出すことは事實不可能であるから總代の不出頭に對して本條の適用があることになる。

正當の事由に因りて出頭せざるものには本條の適用がない、如何なる場合に正當の事由ありやは前述した所を参照せられたい。(第四〇號參照)
過料の裁判をするのは調停の申立を受理した地方裁判所又は區裁判所である、前述した如く調停委員會を開いた場合でも調停事件は依然裁判所の事件たるを失はないのであるから、本條に於ても「調停事件ノ繫屬スル裁判所」と云ふ語を用いたのである。

裁判所が過料の裁判を爲すには調停委員會の意見を聽くことになつて居る、尙

非訟事件手続法第二百七條の規定の準用ある結果検事の意見をも併せて聴かねばならぬ。

裁判所は當事者又は總代の不出頭に對し必ずしも過料の制裁を科せねばならぬことはない、事情に依つては過料の制裁を免除することが出来る、本條に「過料ニ處スルコトヲ得」とあるは此意味である。

其他過料の裁判の手續、其執行等に付ては非訟事件手続法第二百七條及第二百八條の規定の準用がある。

八五 調停委員會の評議の祕密であることは第三十三條の規定する所である蓋し調停委員會の評議が外間に漏泄し調停委員が當事者の何れかの一方の感情を害する様なことがありとすれば爭議の激甚なる場合には調停委員は著しく困難なる立場に立つことが少くないと云はねばならぬ、茲に於て本法は第四十九條の規定を設けて嚴に評議の祕密の漏泄を禁止し調停委員をして忌憚なく其意

調停委員
又は調停
委員たり
し者の祕
密の漏泄
に對する
制裁

見を發表することを得せしむる様にした。

以上の如く本條は一方に於ては調停委員又は調停委員たりし者の祕密漏泄を正
面から禁止すると共に他方に於ては調停委員又は調停委員たりし者が他人から
評議の顛末を聞かれた場合に之を拒否する口實となり得るものである、即ち此
等の者は他人に對し本條の制裁あるを理由として評議の顛末の報告を拒むこと
が出来るのである。

本條に評議の顛末とは調停主任調停委員等の誰か最初に意見を吐いたと云ふ様
なことを意味する、結局本條は調停主任調停委員等の意見を間接に又は直接に
窺知することの出来る様な事項を他人に漏泄した場合を處罰する主旨を有して
居る。

調停委員は前述した如く當事者の利益を代表するものではない、従て調停委員
が當事者に依つて選定せられたときと雖も其委員は當事者に對して評議の顛末

を漏すの自由を有して居ない。

第八章 本法施行の期日及施行の地區 (附則)

施行の期
日及施行
の地區

八六 本法の施行の期日は勅令を以て定むることになつて居る、而して其勅令は未だ公布さるるに至らないが新聞紙の報するところに依れば、本法は大正十三年十二月一日から施行せらるることになつた、又本法は勅令を以て指定せられた地區には施行せられない、而して之も未だに公布を見ないが傳ふるところに依れば、本法は

長崎縣、宮城縣、福島縣、岩手縣、青森縣、山形縣、秋田縣、鹿兒島縣、沖縄縣

には施行せられないことになつた。

右本法の施行せられざる地區にても今後の情況に依り順次本法を施行する必要を生ずることがあらうから、本法を施行せざる地區の指定は便宜之を勅令に譲

つたのである。

小作調停法條文索引

條文	本書頁數
第一條	七・三・一七
第二條	一九・二九・六六・七二
第三條	一七
第四條	一七・一八・一九・二〇・二四
第五條	二〇・二六・六五
第六條	二二・五二
第七條	一七・二一・六六
第八條	一五・二〇・二八・六五
第九條	三三
第十條	一六・三五・七二
第十一條	三七・三九・七二・八三
第十二條	四二・四四・八四
第十三條	四六・八四
第十四條	四七・八四
第十五條	四九・六六・八五
第十六條	二三・四二・六六・八五・一〇七
第十七條	一八・二四・五七・八五・九九
第十八條	六一・八五
第十九條	六三・八五

條文索引

第二十條	六四・六五・八五	第三十二條	八二
第二十一條	六五・八五	第三十三條	八二
第二十二條	六五	第三十四條	一八・三三・三四・八四・八六
第二十三條	六六・八六		一〇七
第二十四條	六八・八六	第三十五條	八七
第二十五條	六九	第三十六條	九〇・九三
第二十六條	六六・七〇・八七	第三十七條	九四
第二十七條	一一・三八・六九・七一	第三十八條	九五
第二十八條	七三	第三十九條	九六
第二十九條	七三・七九	第四十條	一一・三八・七二・一〇二
第三十條	七三・八〇	第四十一條	九八
第三十一條	八一	第四十二條	九九

第四十三條	二七・九四・一〇一	第四十八條	八四・一〇五
第四十四條	七三・一〇二	第四十九條	八三・一〇八
第四十五條	六五	附則	一一一
第四十六條	一〇二	施行勅令	一〇二・一〇三・一一一
第四十七條	一七・二二・九八・一〇三		

小作調停法講話(終)

條文索引

附

錄

- 一 小作爭議概要……………一
- 二 小作爭議件數年別表……………一〇
- 三 農業爭議府縣別表(大正十二年度)……………(別表)
- 四 小作ニ關スル民事訴訟事件受理件數表(大正十一年、十二年度分)……………一四
- 五 小作ニ關スル民事訴訟事件受理件數表(大正十三年自一月至五月)……………二三
- 六 小作ニ關スル民事訴訟事件結果表(大正十一年十二年度分)……………二九
- 七 大正元年及大正九年小作料對照表……………三七
- 八 田畑實收小作料調(大正十二年三月)……………四四

小作爭議概要

農商務省農務局

一、最近ノ概勢

本邦ニ於ケル地主ト小作人トハ從來小作契約ノ性質上年ニ依リテ小作料ニ關スル交渉ヨリ延テ一時的爭議ヲ見タルコトアルモ略ホ主從ノ溫情關係ヲ保持シ來レリ然ルニ最近時勢ノ推移ニ伴フテ兩者ノ關係漸ク變化シ地主小作人ノ對抗的性質ヲ帶ヘル團體モ發達シ來リ大正七年頃ヨリ爭議ノ件數年ヲ逐フテ増加シ其ノ性質モ亦變化シ一年限リノ減免ニ止ラス永久ニ亘ル小作條件改善ノ要求トナレリ而シテ其ノ爭タルヤ固ヨリ經濟上ノ利益分配ヲ中心トスルモノナリト雖甚シキニ至ルトキハ地主小作人間ニ思想感情ノ背馳衝突ヲ來シ社會一般ノ不安ヲ惹起シ前途頗ル憂慮スヘキモノアリ農業生産上將又農村社會上現下ノ重大問題トナレリ

最近數年間ノ報告ニ依ル爭議件數ハ左ノ如ク累年増加シツツアリ

大正六年	八五件
大正七年	二五六件
大正八年	三二六件

(大正八年以前ト九年以後トハ調査ヲ異ニスルモ假ニ接續シテ茲ニ掲ク)

小作爭議概要

大正九年

四〇八件

大正十年

一、六八〇件

大正十一年

一、五七八件

大正十二年

一、九〇七件

是素ヨリ爭議ニ對スル注意ノ周密トナレルト統計ノ精密ニナレルトニ依ルモノアルヘシト雖爭議カ著シク増加セルノ大勢ハ頗ル顯著ノ事實ナルヲ認メサルヲ得ス

右大正十二年ノ爭議件數ニ關係セル土地八萬八千八百六十八町步(其ノ八割八分ハ田)地主三萬二千六百二十八人、小作人十三萬四千六百七十七人ヲ算ス

次ニ爭議ノ分布狀況ヲ見ルニ大正六七年頃迄ハ爭議多ク行ハタル地方極メテ限ラレ即チ濃尾地方、近畿地方、四國ノ一部等ナリシモ其ノ後年ヲ重ヌルニ從ヒ漸次他ノ地方ニモ波及セリ其ノ分布ハ年ノ作柄其ノ他地方的事情ニ因リ年々幾分ノ消長アルヲ免レス今大正六年以降ノ發生件數ヨリ見タル爭議府縣ヲ列記スレハ左ノ如シ

主要ナル爭議ノ府縣

兵庫、愛知、大阪、岐阜、岡山、福岡、埼玉、和歌山、熊本、神奈川、静岡、香川、廣島、山梨、徳島、三重、愛媛、福井、新潟、奈良、東京、滋賀、佐賀、群馬、京都

爭議ノ報告全クナキ府縣(二縣)

青森、沖繩

尙大正十二年ノ報告ニ依レハ左ノ如シ

主要ナル爭議ノ府縣

兵庫、大阪、愛知、福岡、神奈川、香川、滋賀、岡山、和歌山、山梨、熊本

(外ニ趨勢注意ヲ要スル諸縣ハ新潟、埼玉、三重、岐阜等ナリ)

爭議ノ報告全クナキ府縣(六縣)

青森、岩手、福島、栃木、鹿兒島、沖繩

而シテ爭議ノ比較的少キ東北、北陸等ノ地方ハ小作條件良キカ故ニ爭議ナキヤト云フニ必スシモ然ラス概シテ其ノ小作條件ハ愛知、兵庫、岡山、大阪等ノ爭議多キ地方ニ比シテ良好ナリト云フヘカラス爭議ノ有無多少ハ必スシモ小作條件ノ良否ニ關セス人智、交通、商工業等ノ關係ニ支配セラレルコト多大ナルヲ覺ユ

地方ニ依リテハ從來著シキ小作爭議殆トナク極メテ靜穩ナルカ如キモ突如トシテ勃發瀾蔓スルコトアリ例ヘハ埼玉縣ノ如キ大正十年ノ前半期迄ハ爭議殆トナカリシニ同年下半年期急激ニ發生シ同年ノ件數實ニ全國第五位ヲ占ムルニ至リ其ノ爭議ノ性質亦激シキモノアリ岡山縣ノ如キモ近年ニ於テハ大正九年頃迄ハ全國中爭議件數多カラサリシモ大正十一年及同十二年共全國第四位ヲ占ムルニ至リ又新潟縣、山梨縣ノ如キ從來比較的無事ナリシモ小作事情ヨリ見テ將來大ニ戒心スヘキモノアリト目セシニ新潟縣ハ一昨年來小作組

小作爭議概要

合著シテ増加シ大正十二年末現在二百三十四組合ヲ算レ(全國總組合數ノ約一割五分強) 爭議件數亦漸次増加シ山梨縣モ小作組合百餘ヲ算シ爭議モ亦激シキニ至レリ
 小作問題ハ其ノ淵源スル所深ク且大ニシテ爭議ノ起ルヘキ原因ハ何レノ地方ニ於テモ之有ルヲ見ルカ故ニ今日爭議ナキ地方ト雖永久ニ之無キ時期スルコト能ハス

二、原因

小作爭議ノ原因ハ各件ニ付決シテ單純ニアラス數個ノ原因伏在スルヲ常トスルモ今其ノ主ナルモノヲ擧グレハ耕地ノ狹小、農業ノ薄利、地主小作人ノ分配上ノ利害ノ相反、都市及商工業ノ發達、生活ノ向上、物價(主トシテ農産物)ノ變動、制度慣行ノ不備缺陷、不作其ノ他ノ災害、思想ノ變遷、小作料ノ高率ナルモノアルコト等ナリ

小作爭議ハ概シテ從來ハ風水害其ノ他不作ニ因ル其ノ年限リノ減免要求ニ關スルモノ多ク豐年ニハ殆ト之ヲ見サリシカ近來年ノ豐凶如何ニ拘ラス小作料ノ高率ヲ理由トスル所謂永久減免ヲ要求スル爭議漸次増加スルニ至レリ、此ノ事情ハ地方廳ヨリノ報告ニ依ル爭議原因別件數調ニ於テモ看取スルコトヲ得、即チ小作料高率ヲ原因トスルモノハ大正十年ニ於テハ爭議總件數中僅ニ四分ナリシニ大正十一年ニハ二割二分ニ増加シ從テ爭議ノ時期モ亦從來ハ收穫後小作料納付時期ニ多カリシモ最近ニ至リテハ年中之ヲ見ルニ至リ甚シキハ苗代田植ノ時期ニ於テ交渉ヲ開始スルモノ尠ナカラサルニ至レリ參考ノ爲大正十一年ノ主要原因

別爭議件數ノ割合ヲ擧グレハ左ノ如シ

(注意) 爭議ハ單一ノ原因ニ因ラス數個ノ原因ニ因ルモノ多キハ勿論ナルカハ左各件ヲ主ナル原因一ツノミニ依リテ計上シ其ノ割合ヲ見タルモノナリ

原因別	件數	割合(百分率)
(1) 不作	一、二二七	六四、三
(2) 小作料高率	二〇四	一〇、七
(3) 生産費及諸物價昂騰	一三一	六、九
(4) 思想ノ變化並模倣	一一一	六、四
(5) 米麥價下落	一〇八	五、七
(6) 産米検査、込米、獎勵米關係	二八	一、五
(7) 小作權關係	一四	〇、七
(8) 小作料値上	一〇	〇、五

三、地主及小作人ノ團體

地主小作人間ノ争ニ於テハ從來ト雖各一時的團結ヲナシテ交渉ヲ爲セルモノナルカ近時小作爭議ノ類發スルニ及ヒ稍永久的組織的ナル地主組合及小作組合生シテ相對抗スルニ至リ別ニ又兩者ノ協調ヲ目的トスル

小作爭議概要

組合ヲモ生スルニ至レリ今大正十一年十二月末農務局調査ニ依ル各種組合ノ數ヲ示セハ左ノ如シ

六

小作組合

一、三四〇

地主組合

一、〇六一

協調組合

四〇九

小作組合ノ分布狀態ハ殆ト全國ニ亘リ其ノ多キハ岐阜、新潟、山梨、群馬、京都、岡山、埼玉、兵庫、愛知、徳島、香川等爭議ノ多キ地方ナリ而シテ小作組合數ハ小作爭議ノ顯著トナリ始メタル大正七年ニ於テハ百九十七ナリシカ最近ニ至リテハ激増ヲ見大正十二年十二月現在ノ社會局調査ニ依レハ實ニ千五百三十ノ多數ヲ算シ且其ノ地方的聯合組合又ハ日本農民組合ノ如キ全國ヲ區域トシテ各地ニ支部ヲ置ク大ナル組合ヲ見ルニ至レリ尙ホ小作組合中ニハ近來勞働組合運動、社會主義其ノ他思想團體等ニ關係アルモノト連絡ヲ執リツツアルモノアリ

地主組合ハ地主カ其ノ利益ヲ擁護セムコトヲ目的トスルモノニシテ將來小作組合ノ増加ト共ニ益々増加スルヤ必セリ地主組合ハ現在二府三十四縣ニ亘リテ存シ其ノ主ナル地方ハ愛知、岐阜、埼玉、福井、兵庫、三重、岡山等之亦爭議多キ諸縣ニシテ最近激増シ大正十二年十二月現在社會局調査ニ依レハ對抗的ト見ルヘキモノ二百九十ヲ數フ尙穀物検査施行等ノ目的ヲ以テ先年各地ニ多數成立セル縣、郡、町村ノ地主會ハ多クハ活動ヲ休止シツツアレトモ亦地主組合ト見ルヘク茨城、栃木、千葉、埼玉等ニ其ノ數多シ

地主小作人ノ協調組合ハ其ノ數前二者ニ及ハサルモ近年著シク増加セリ大正十二年十二月現在社會局調査

ニ依レハ三百四十七、其ノ存在スル主ナル地方ハ岐阜、群馬、岡山、山梨、滋賀、新潟、兵庫、富山、愛知ノ諸縣ニシテ近年小作爭議ノ増加ト共ニ地主小作人カ相協力シテ農事ノ改良及相互ノ融和親善ヲ圖リ爭議ヲ未然ニ防カントシ又ハ一度爭ヒタル地方ニ於テ其ノ解決及再發防止ノ目的ヲ以テ地方當局ノ獎勵及地主ノ努力ニ依リテ成立スルモノナリ

四、爭議ノ經過

小作爭議ニ於ケル當事者ノ要求ハ小作料ノ引上ケ引下ケ權及契約ノ解釋實行其ノ他小作條件ノ改善、現在ヨリモ優越ナル地位ノ獲得等ニ關スルモノアルモ小作料ニ關スルモノ最モ多キハ勿論ナリ而シテ減免ノ要求ハ從來ハ作柄不良ノ年ニノミ起リ而モ其ノ割合低率ナルカ又ハ込米、端米位等ノ廢止ノ程度ナリシモ近年漸次ニ減免ノ率ヲ且作柄ノ如何ニ拘ラス之ヲ要求スルニ至レリ最近不作ノ減免ノ要求ハ普通ニ乃至三割ナリシカ如キモ愛知縣ノ如キハ稀ニハ七乃至八割ニ及フモノアリ其ノ他京都、神奈川、大阪、三重、岐阜、岡山、大分等ニモ其ノ率大ナルモノアリ又永久減額近年著シク増加シ却テ一時的輕減要求ヨリモ多カラントスルニ至リ兵庫、岡山、大阪、埼玉、三重、岐阜、長野、福岡、大分等ニ其ノ例多シ其ノ輕減率ハ一乃至三割ヲ普通トス

小作人ノ要求方法ハ個人的懇願ノ態度ヨリ團體約對抗ノ態度トナリ爭議ノ甚シキ場合ニ於テハ暴行脅迫ニ依ル一時的強要手段ヲ採ルコトアリシモ近來ハ寧ロ持久的手段ニ依リテ利益ヲ收ムルノ方法ヲ選フニ至レ

小作爭議概要

七

ル傾向アリ

地主側モ亦團結ヲ以テ小作人ニ對抗スルヲ例トスルモ地主側ニ於テハ土地所有反別ニ大小著シキ差異アルノミナラス在村地主ト不在地主トアリ又小作料ヲ唯一ノ收入トナスモノト然ラサルモノトアリテ相互ノ間ニ利害甚ダ一致シ難キモノアルノミナラス平素農業ヲ自營スル何等ノ準備ナキ等ノ爲同一ノ歩調ヲ以テ行動ヲ終始スルコト能ハサルコト少ナカラス地主ハ爭議ノ甚シキ場合ニ於ケル手段トシテハ訴訟及強制執行、土地引上等ヲ行フ而シテ地主カ小作人ヨリ引上又ハ返還ヲ受ケタル土地ヲ耕作スルモノ漸ク愛知、岐阜、岡山、福岡等ノ諸縣ニ生シ比較的大規模ナル共同經營ヲ爲スモノヲ見ルニ至レルカ其ノ成績ニ至リテハ未タ充分ナル見込アリト云フ能ハス

爭議ノ結末ニ關シ大正十二年ニ於ケル爭議統計ヲ割合ヲ以テ示セハ左ノ如シ

安協	七、五
要求貫徹	四、四
要求撤回	一、七
自然消滅	〇、七
耕地返還	〇、七
未解決	二一、〇
計	一〇〇、〇

右ノ内最モ多キハ「妥協」及「未解決」ナリ「妥協」ハ爭議ノ甚シカラサル地方又ハ適當ナル調停者アル場合ニ於テハ比較的穩健ナル結果ヲ齎シ居ルモノナルカ若シ然ラスシテ爭議ノ儘時日ヲ經過シ又ハ紛争ノ度數ヲ重ヌルニ從ヒ益妥協點ヲ見出スニ困難トナルナリ「未解決」ハ爭議發生シテヨリ間モナキモノニテ未タ調停ノ著手アキモノト目下調停進行シツツアルモノトアレトモ尙其ノ外調停斡旋何等効ナク頗ル困難ナル事態ニ陥リ居ルモノモナキニアラス爭議ノ未タ甚シカラサル地方ニ在リテハ當事者雙方ノミノ交渉ニ依リ妥協スルモノナキニ非スト雖多クハ仲介者ニ依リテ調停セラルルモノナリ仲介者ノ主ナルモノハ町村長、助役、區長及警察官ニシテ之ニ次クハ村農會役員、郡當局、僧侶等ナリ尙國粹會カ介入セル事例モアリ然レトモ之等官公職員モ地方自治、政黨緣戚其ノ他特殊ノ關係上調停ニ干與スルコト能ハサルコト及調停ヨリ手ヲ引カサルヘカラサルコト尠ナカラス斯ノ如キ事情ノ下ニ爭議カ在再繼續セラルトキハ或ハ訴訟ノ提起トナリテ時日ヲ費シ或ハ横暴ナル手段ニ出テ若ハ陰險執拗ナル方法ヲ執リ事態益々紛糾シ人心廢頽シ農村ノ自治モ一時休止スルノ止ムナキニ至ルコトナキニ非ス (了)

小作争議件數年別表

農商務省農務局

地方別 大正六年 大正七年 大正八年 大正九年 大正十年 大正十一年 大正十二年 累年計 自大正十一年至大正十二年平均

北海道	1	1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

石川 福井 秋田 山形 青森 巖手 福島 宮城 長野 岐阜 滋賀 山梨 靜岡 愛知 三重 奈良

小作争議件數年別表

石川	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

宮崎	熊本	佐賀	大分	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	和歌山	山口	廣島	岡山	島根	鳥取	富山
1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
1	1	8	7	8	3	1	2	3	5	2	4	5	1	3	2
1	1	1	0	1	1	5	1	1	6	2	2	1	1	1	1
2	3	1	1	4	2	2	4	3	1	1	5	3	3	5	3
5	6	7	2	3	1	3	0	6	10	8	5	3	5	0	4
3	10	6	9	5	1	4	5	6	6	4	6	10	3	1	2
2	4	2	7	1	5	2	3	6	6	7	4	8	5	9	2
4	1	7	6	2	3	4	8	9	1	4	2	3	0	1	3
1	5	6	6	4	1	3	4	3	7	5	8	6	6	7	6

111

計	沖繩	鹿兒島
85	1	1
256	1	1
336	1	1
408	1	1
1,680	2	2
1,578	3	3
1,927	1	1
6,250	7	7
1,735	1	1

小作争議件数年別表

111

小作ニ關スル民事訴訟事件受理件數表

金澤		福井		岐阜		安濃津		名古屋		高知		高松	
十二年	十一年	十二年	十一年	十二年	十一年	十二年	十一年	十二年	十一年	十二年	十一年	十二年	十一年
七	三	九	二	四	六	一六	二	三	四	四六	四三	五八	三四
					一								
					三		六	一				四	二
七	四	九	一	五	二	一八	二	二七	四	五〇	四	六	三六
七	一	九		五〇		一八		二七	一	四九	二	六	三六
七	二	九		六七	一	一八		二九	五	五〇	四	六	三六
八	三	二		六四		一九		四八	七	六四	七	〇	四一
								九月及		六八月頃			三月頃

徳島		和歌山		大津		奈良		神戸		大阪		京都	
十二年	十一年	十二年	十一年	十二年	十一年	十二年	十一年	十二年	十一年	十二年	十一年	十二年	十一年
三六	五二	五	一〇	一六 X一六	一五	二〇	二三 X二三	六四	四九	五五	四七	一三	二
六	三		一		一			一	二	四			
四三	五四	五	一一	一六 X一六	一六	一〇	二三 X二三	六四	五一	五九	四八	一三	一
四三	五四	五	一一	一六 X一六	一六	一〇	二三 X二三	六四	五一	五九	四八	一三	一
四三	五七	五	一六	一八 X一八	二	三〇	二六 X二六	七五	三五	六九	四七	四五	二
四三	七一	五	二二	一八 X一八	一六	七九	三九 X三九	一〇五	六〇	八八	四九	六二	三
								月三、四、九頃		月五、六頃			

青森	秋田	盛岡		山形		福島		仙臺		那覇			
		十二年	十一年	十二年	十一年	十二年	十一年	十二年	十一年	十二年	十一年		
七	六	四	四	二	一〇	二	三〇	四	四	一〇	三	一	二
												一	
			三		一	五	三	一	四	一	三		
	一												
						二							
							一						
	一												
							七						
七	七	五	五	二	二	二	四	四	四	二	二	一	二
		四	一			二	一			一			
七	七	四	四	二	二	二	四	五	五	二	二	一	二
七	七	五	五	二	一	六	四	三	三	七	三	一	二
		四	三				及十二月頃	五月及					

合計	樺太		釧路		旭川		函館		札幌	
	十二年	十一年	十二年	十一年	十二年	十一年	十二年	十一年	十二年	十一年
三一九一	一六九六	一四九五			四	五	二	三	二	三
三	一	二								
四三三	二一八	一〇七			三	四	一	二	二	六
四	二	二								
六	三	二								一
四	二	二								
七	一	六					一			
七	五	二								
八	四	四								
二七	一一	一六								
三	二	一								
九	五	四					一			
三一九八	一八五三	一六四五	一〇	一〇	四七	六一	二	三	二六	四六
三三四六	二六二七	二六一九			九	九	四	五	二八	四五
五三三	二六	二六			一	一	三	二		一
三三七	二〇五	一六九			九	九	四	六	二	四
一九七	八	三			一〇	一〇	六	七	二	五
一九	三	一			一〇	一〇			二	五
二							三月頃			
									十一月、十	

小作ニ關スル民事訴訟事件受理件数表

備考

- (1) 事件種別ノ部ノ其他欄ニハ小作料値上 (二) 小作料確定 (三) 小作敷金返還 (二) 小作權終了 (一) 小作權利
賣買 (一) ナ掲上ス
- (2) 事件受理ノ時期ニ付テハ收穫期ヨリ翌年三、四月ニ亘ルモノ多數ヲ占ム
- (3) 本表中×印ハ故障事件ナリ

小作ニ關スル民事訴訟事件受理件數表 (大正十三年 自五月)

地 方	裁 判 所	管 内 別	東 京					事 件 ノ 種 別	原 告 別 件 數	原 地 主 ノ 地 主 數	小 作 人 ノ 數
			浦 和	千 葉	水 戸	宇 都 宮	計				
小作料	請求	二	一	一	一	一	三	二	二	二	
土地	明渡	二	二	一	一	一	三	一	一	一	
耕作	禁止										
耕作	妨害排除										
小作	存續										
小作	權確認										
小永	權確認										
小永	權消滅承認										
小	權讓渡代金										
損	害賠償										
小	契約內容ノ爭										
計		二	一	一	一	一	三	二	二	二	
原告	地主	二	一	一	一	一	三	二	二	二	
原告	小作人	二	一	一	一	一	三	二	二	二	
地主	ノ員數	二	一	一	一	一	三	二	二	二	
小作人	ノ員數	二	一	一	一	一	三	二	二	二	

小作ニ關スル民事訴訟事件受理件數表

小作ニ關スル民事訴訟事件受理件數表

山口	廣島	富山	金澤	福井	岐阜	安濃津	名古屋	高知	高松	徳島
二〇	六	一九	七	九	一八	二七	一三	三三	二〇九	二四
二	一				三		一		六	四
								一		
									一	
三三	七	一九	七	九	二二	二七	一四	三三	二六	二八
三三	七	一九	七	九	二二	二七	一四	三三	二四	二八
									二	
三三	八	一九	七	九	二二	二七	二七	三三	三六	三〇
二四	七	一九	七	一六	二三	二八	二八	二六	二五九	七三

和歌山	大津	奈良	神戸	大阪	京都	新潟	長野	甲府	静岡	前橋
六	X _{三四} 一	二二	三六	三六	一八	X _{四九} 一	三三	X _{二四} 二	五	八
			五	二		一	二	二		四
						八				
						一				
				一						
一六	X _{三四} 一	二二	四一	三九	一八	X _{五九} 一	二五	X _{二六} 五	五	一一
六	X _{三四} 一	二二	四一	三八	一八	X _{五八} 一	二五	X _{二六} 五	五	一一
				一		一				
六	X _{三四} 一	三〇	五九	三八	二六	X _{五九} 一	二五	X _{二六} 五	五	一一
六	X _{三六} 一	七四	八四	四六	六一	X _{七〇} 二	三三	X _{二七} 五	五	一四

樺太	一
計	一三四七
	X二二
	一二四
	八
	一
	一
	一
	一
	一
	二
	一四七八
	X二二
	一四六七
	X二二
	二
	一六三八
	X二二
	二八八六
	X一六

備考 本表中X印ハ、數ニシテ故障申立事件ヲ表示シタルモノナリ

小作ニ關スル民事訴訟事件結果表 (大正十一、十二年度分)

地方裁判所管内別	年度		受		理		既		濟		未濟
	舊受	新受	計	地 主	判 決	勝 訴	小 作 人 訴	和 解	取 下	其 他	
東京地方裁判所	三	四	八	一	二	一	二	一	一	一	四
横濱地方裁判所	一	三	二	一	二	一	一	二	一	一	一
浦和地方裁判所	二	三	二	三	三	一	三	二	二	一	六
千葉地方裁判所	X二	X一五〇	X七〇	X二〇	五	五	X一一	X二	X三	X三	二
水戸地方裁判所	一八	五七	七五	一八	八	八	一三	三	三	一	一
	一五	五六	七一	一七	二	一	一七	一	一	一	二七

小作ニ關スル民事訴訟事件結果表

長崎 地方裁判所	松山 地方裁判所		松江 地方裁判所		鳥取 地方裁判所		岡山 地方裁判所		山口 地方裁判所		廣島 地方裁判所	
	十二年	十一年	十二年	十一年	十二年	十一年	十二年	十一年	十二年	十一年	十二年	十一年
一	三	三	八	三	三	X二〇	七	五	二	二	一	一
一五	一五	三三	二四	八	一五	二六	X四一	三〇	三〇	三三	八	二五
一六	一八	二六	三三	一一	一八	X四六	三七	五八	四一	三三	三三	三八
四	三	五	七	一	三	X一九	三六	六	八	四	五	五
一	一	一	一	一	二	一	一	二	一	一〇	五	五
二	三	六	六	一	四	三	三四	九	三	三	二	四
一	九	四	一三	五	二一	一三	六〇	一〇	八	二二	三	九
二	二	一	四	一	五	二	八	二	三	三	一	一
八	一七	二四	二九	七	X一六	二六	一八	二一	三三	三〇	二〇	三三
八	一	三	三	四	三	X一〇	一八	七	九	三	一五	一五

富山 地方裁判所	名古屋 地方裁判所		安濃津 地方裁判所		岐阜 地方裁判所		福井 地方裁判所		金澤 地方裁判所		高知 地方裁判所	
	十二年	十一年	十二年	十一年	十二年	十一年	十二年	十一年	十二年	十一年	十二年	十一年
二〇	三三	八	五	二	六	一七	二	二	二	二	四	八
三〇	三三	七	一四	九	一三	五〇	一九	一八	二七	四三	五〇	四三
五〇	五五	一五	一九	一一	一八	六七	〇	二二	四五	六二	五四	五一
四	一四	三	四	四	四	一三	六	一	一〇	七	一七	二
二	四	一	二	一	八	一	一	一	一	二	一	一
一	六	一	一	一	二	五	七	三	八	三	二	一七
一五	九	六	四	三	一〇	一〇	七	五	一三	一三	九	一七
四	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二六	三五	一〇	一	七	一六	五六	二	九	四	三九	四七	四
二四	二〇	五	八	四	二	一一	一七	一	一八	一	一	一

小作ニ關スル民事訴訟事件結果表

札幌 地方裁判所	青森 地方裁判所	秋田 地方裁判所	盛岡 地方裁判所	山形 地方裁判所	福島 地方裁判所	仙臺 地方裁判所	
						十二年	十一年
十二 二六	十二 八	十二 一〇	十二 一八	十二 三三	十二 四一	十二 七	十二 二二
十一 二一	十一 七	十一 七	十一 二一	十一 二九	十一 四九	十一 二二	十一 二五
十二 二六	十二 七	十二 五	十二 二九	十二 六六	十二 九〇	十二 一九	十二 三六
十一 四六	十一 七	十一 七	十一 二一	十一 四一	十一 八七	十一 一	十一 一〇
十二 四二	十二 一五	十二 二	十二 六	十二 七	十二 一〇	十二 二	十二 一
十一 五七	十一 一五	十一 二	十一 三	十一 三	十一 二	十一 一	十一 一
十二 四	十二 一	十二 三	十二 一	十二 四	十二 八	十二 八	十二 五
十一 一六	十一 一	十一 一	十一 一	十一 一	十一 一	十一 一	十一 一
十二 一一	十二 七	十二 八	十二 七	十二 二〇	十二 一九	十二 一〇	十二 一三
十一 一〇	十一 七	十一 八	十一 四	十一 一	十一 二	十一 一	十一 一
十二 一	十二 一	十二 五	十二 一	十二 一	十二 二	十二 一	十二 一
十一 二	十一 一	十一 五	十一 一	十一 一	十一 二	十一 一	十一 一
十二 三五	十二 九	十二 四	十二 一	十二 三	十二 六	十二 一	十二 二
十一 四一	十一 九	十一 四	十一 一	十一 三	十一 五	十一 一	十一 一
十二 一六	十二 八	十二 一	十二 一	十二 二	十二 四	十二 一	十二 一
十一 一六	十一 八	十一 一	十一 一	十一 二	十一 四	十一 一	十一 一

那覇 地方裁判所	宮崎 地方裁判所	鹿兒島 地方裁判所	熊本 地方裁判所	大分 地方裁判所	福岡 地方裁判所	佐賀 地方裁判所	
						十二年	十一年
十二 一	十二 九	十二 三	十二 一〇	十二 三	十二 三	十二 一	十二 一
十一 一	十一 六	十一 四	十一 二	十一 三	十一 三	十一 一	十一 一
十二 一	十二 四	十二 二	十二 五	十二 四	十二 六	十二 一	十二 一
十一 二	十一 八	十一 二	十一 六	十一 六	十一 八	十一 一	十一 一
十二 一	十二 五	十二 二	十二 六	十二 八	十二 九	十二 一	十二 一
十一 三	十一 八	十一 九	十一 二〇	十一 六	十一 八	十一 一	十一 一
十二 一	十二 三	十二 二	十二 二	十二 四	十二 三	十二 一	十二 一
十一 一	十一 七	十一 九	十一 一〇	十一 二	十一 二	十一 一	十一 一
十二 一	十二 八	十二 六	十二 二	十二 一〇	十二 三	十二 一	十二 一
十一 一	十一 一	十一 一	十一 一	十一 一	十一 一	十一 一	十一 一
十二 一	十二 一	十二 一	十二 一	十二 一	十二 一	十二 一	十二 一
十一 一	十一 一	十一 一	十一 一	十一 一	十一 一	十一 一	十一 一
十二 一	十二 一	十二 一	十二 一	十二 一	十二 一	十二 一	十二 一
十一 一	十一 一	十一 一	十一 一	十一 一	十一 一	十一 一	十一 一
十二 一	十二 一	十二 一	十二 一	十二 一	十二 一	十二 一	十二 一
十一 一	十一 一	十一 一	十一 一	十一 一	十一 一	十一 一	十一 一

合 計	函館地方裁判所		旭川地方裁判所		釧路地方裁判所		樺太地方裁判所	
	十二年	十一年	十二年	十一年	十二年	十一年	十二年	十一年
一〇六〇	一	一	二	二	三	三	四	四
三四九八	三	三	七	六	一〇	一〇	一	一
四五五八	四	四	八	七	一四	一三	一	一
八七七	二	二	五	五	二	三	一	一
三三三	一	一	四	四	一	一	一	一
六〇〇	一	一	二	二	四	一	一	一
一一五〇	一	一	八	八	三	三	一	一
二六二	二	二	七	七	一	二	一	一
三三三	四	四	六	六	一〇	九	一	一
一四四五	一	一	二	二	四	四	一	一

備考
本表中×印ハ外敷ニシテ故障事件ヲ表示シタルモノナリ

大正元年及大正九年小作料對照表

農商務省調査

- 一 此ノ小作料表ハ町村單位ノ調査數字ヲ郡ニテ取纏メ其平均數ヲ算出シ更ニ各郡ノ平均ヲ縣ニテ平均シタルモノヲ府縣別トシテ表記シ且ツ全國的ニ平均セルモノナリ故ニ町村單位ニ調査上ノ基調ヲ置クト雖各縣各郡ニヨリ郡、町村ノ數異ナルヲ以テ純粹ノ町村單位調査ノ全國的平均小作料ト見ルヲ得ス
(純粹ノ町村單位全國的小作料平均數ハ目下農務局ニテ調査中ナリ)
- 一 中田(殊ニ大正九年度調査ニアリテハ普通トシテ報告ヲ微セリ)トハ其町村ニアリテ最も普通ニ面積廣ク栽培セララルモノヲ謂ヒ必スシモ地力ノ申位ナルヲ示スニアラス然レトモ實際ニ於テハ大體地力上ノ中田ト一致ス
- 一 契約上ノ小作料トハ調査當時ノ契約小作料ヲ謂ヒ五ヶ年平均實納小作料トハ調査年次ヨリ溯リテ過去五ヶ年間ノ平均實納小作料ヲ謂フ例ヘハ大正九年度調査ニアリテハ大正五、六、七、八、九年ノ平均ナリ
- 一 本調査ハ京都、群馬、三重、静岡、福井、鳥取、徳島、佐賀諸縣ノ報告未著ノ爲計數ニ加ハラザリシト雖其ノ平均數字ニ於テモ全國的ト見ルモ大差ナカルヘシ
- 一 割合ノ平均ハ便宜各府縣ノ割合數ヲ平均セルモノナリ

大正元年及大正九年小作料對照表

大正元年及大正九年調査一毛作中田小作料對照表(反當)

府道	縣名	大正元年調査		大正九年調査		比較(△減)	
		契約上ノ小作料	均實納料	契約上ノ小作料	均實納料	料ノ増減	收穫高ノ割合ノ増減
北海道	神奈川	石 一、〇三〇	石 一、〇〇〇	石 一、〇〇〇	石 一、〇〇〇	△	△
東京都	大阪府	石 一、〇三〇	石 一、〇〇〇	石 一、〇〇〇	石 一、〇〇〇	△	△
長崎縣	群馬縣	石 一、〇三〇	石 一、〇〇〇	石 一、〇〇〇	石 一、〇〇〇	△	△
茨城縣	三奈	石 一、〇三〇	石 一、〇〇〇	石 一、〇〇〇	石 一、〇〇〇	△	△
愛知縣	靜岡縣	石 一、〇三〇	石 一、〇〇〇	石 一、〇〇〇	石 一、〇〇〇	△	△
滋賀縣	岐阜縣	石 一、〇三〇	石 一、〇〇〇	石 一、〇〇〇	石 一、〇〇〇	△	△

府道	縣名	大正元年調査		大正九年調査		比較(△減)	
		契約上ノ小作料	均實納料	契約上ノ小作料	均實納料	料ノ増減	收穫高ノ割合ノ増減
長官縣	福宮	石 一、〇三〇	石 一、〇〇〇	石 一、〇〇〇	石 一、〇〇〇	△	△
福宮縣	青巖	石 一、〇三〇	石 一、〇〇〇	石 一、〇〇〇	石 一、〇〇〇	△	△
山縣	富石	石 一、〇三〇	石 一、〇〇〇	石 一、〇〇〇	石 一、〇〇〇	△	△
島縣	廣岡	石 一、〇三〇	石 一、〇〇〇	石 一、〇〇〇	石 一、〇〇〇	△	△
山縣	德和	石 一、〇三〇	石 一、〇〇〇	石 一、〇〇〇	石 一、〇〇〇	△	△
和歌山縣	香島	石 一、〇三〇	石 一、〇〇〇	石 一、〇〇〇	石 一、〇〇〇	△	△
大縣	佐賀	石 一、〇三〇	石 一、〇〇〇	石 一、〇〇〇	石 一、〇〇〇	△	△
福縣	熊本	石 一、〇三〇	石 一、〇〇〇	石 一、〇〇〇	石 一、〇〇〇	△	△
宮縣	熊本	石 一、〇三〇	石 一、〇〇〇	石 一、〇〇〇	石 一、〇〇〇	△	△

大正元年及大正九年小作料對照表

沖鹿兒島	平均
、七六	一、〇三二
、七五	、八九九
一、四五	一、六八四
、五	、五四
、九一〇	一、〇五七
、八九	、九八四
一、五〇六	一、九三九
、五	、五二
、一三七	、〇八五
、〇五	、二九五
、六	△

四〇

備考

- 一、本表ハ報告未著ノ府縣及北海道沖繩ヲ除キタル三十七府縣ニ付テ不取敢調査セルモノナリ依テ他日報告濟ノ上更ニ完結スル所アルヘシ
- 二、大正元年及同九年ノ調査ヲ比較スルニ平均ニ於テ實納小作料ハ反當八升五合ヲ、收穫高ハ同二斗五升五合ヲ増シ小作料ノ收穫高ニ對スル割合ハ三分ヲ減シタリ
- 三、大正元年ニ比シ同九年調査ノ實納小作料ハ増加セルニ拘ラス其ノ收穫高ニ對スル割合ニ於テ四、五ノ府縣ヲ除キ大體減少セシハ主トシテ收穫高ノ増加セシニ依ル
- 四、收穫高ノ増減ニ於テ各府縣共増加セシニ拘ラス大阪府及滋賀、石川、高知ノ諸縣カ減少セシハ異數トスル所ナリ
- 五、大正元年ニ比シ同九年調査ハ一毛作田小作料ニ於テ九分六厘ヲ増加セリ

大正元年及大正九年調査二毛作中田小作料對照表（反當）

道府縣名	大正元年調査					大正九年調査					比較	
	契約上ノ小作料	均實納小作料	均收穫高	高ニ對スル割合	實納小作料ノ收穫高ニ對スル割合	契約上ノ小作料	均實納小作料	均收穫高	高ニ對スル割合	實納小作料ノ收穫高ニ對スル割合	料ノ増減	増減割合

道府縣名	大正元年調査					大正九年調査					比較	
	契約上ノ小作料	均實納小作料	均收穫高	高ニ對スル割合	實納小作料ノ收穫高ニ對スル割合	契約上ノ小作料	均實納小作料	均收穫高	高ニ對スル割合	實納小作料ノ收穫高ニ對スル割合	料ノ増減	増減割合
北海道	一、二二〇	、九三	一、六四五	、三	一、二〇〇	、〇	一、二〇〇	、二〇〇	、五	△	、五五	△
東海	一、四四	、三三九	、二、三六	、五	一、四六八	、一、一〇〇	、二、五一〇	、四	、五	△	、〇〇九	△
東京	一、一五七	、一、二五六	、一、七六八	、五	一、四〇〇	、一、二〇〇	、二、四〇〇	、六	、八	△	、二六八	△
長門	一、〇七六	、九九四	、一、七六八	、五	一、一〇〇	、一、二〇〇	、二、〇〇〇	、六	、八	△	、一三三	△
新長門	一、〇九	、九四七	、一、六六一	、五	一、一〇	、一、〇	、一、六二	、五	、六	△	、一三	△
群島	一、〇〇〇	、一、〇一〇	、一、九〇〇	、五	一、二四六	、一、一〇〇	、一、九六〇	、五	、六	△	、〇二〇	△
茨城	一、二〇〇	、一、〇一七	、二、〇〇一	、五	一、一〇〇	、一、〇八	、二、〇八	、五	、六	△	、〇四九	△
栃木	一、〇九五	、一、〇三一	、一、八七六	、五	一、一四六	、一、一四	、二、〇一	、五	、六	△	、〇四九	△
茨城	一、〇〇〇	、一、〇一〇	、一、九〇〇	、五	一、一〇〇	、一、一〇〇	、一、九六〇	、五	、六	△	、〇二〇	△
愛靜山	一、一三三	、一、〇七六	、二、〇六九	、五	一、一〇	、一、〇六	、二、一〇	、五	、六	△	、〇〇九	△
滋賀	一、二七七	、一、〇一一	、一、七〇〇	、五	一、一〇〇	、一、五五	、二、一五〇	、五	、六	△	、〇〇九	△
山梨	一、二七七	、一、〇一一	、一、七〇〇	、五	一、一〇〇	、一、五五	、二、一五〇	、五	、六	△	、〇〇九	△
長野	一、一七三	、一、〇一五	、一、八六二	、五	一、一四〇	、一、一四	、二、〇一	、五	、六	△	、〇〇九	△
宮城	一、二二二	、一、一八九	、二、〇五七	、五	一、一三八	、一、〇	、二、一〇〇	、五	、六	△	、〇〇九	△
福島	一、三三	、一、一八九	、二、〇五七	、五	一、一三八	、一、〇	、二、一〇〇	、五	、六	△	、〇〇九	△
岩手	一、三三	、一、一八九	、二、〇五七	、五	一、一三八	、一、〇	、二、一〇〇	、五	、六	△	、〇〇九	△

大正元年及大正九年小作料對照表

四一

平均	沖鹿 兒繩 島	宮熊佐大福 崎木賀分岡	高愛香德和 知媛川島山	山廣岡島鳥 口島山根取	富石福秋山 山川井田形
一、三三九	一、一五七	一、一三〇 一、三三〇 一、二七七 九七七	一、二八八 一、三三一 一、三三九	一、二八〇 一、三三六 一、三三三	一、二三五 一、九七一
一、一六〇	一、一四七	一、二八〇 一、二八〇 九三三	一、二六四 一、二八七 一、三三三	一、二六三 一、二六六 一、二五五	一、一八七 一、九四一
二、〇二〇	一、九二六	二、一三三 二、一四九 一、八八四	二、二九一 二、一七三 二、〇五二	二、〇〇六 二、〇〇八 二、〇〇七	二、二九四 二、〇〇〇
五七	六〇	五〇六 六〇〇	六五五 六五五	五〇六 六〇六	四七三
一、三六一	一、一四一	一、一三三 一、一三三 一、〇三五	一、三〇〇 一、三〇〇 一、三六四	一、二七三 一、二七三 一、二四三	一、〇〇〇
一、二二一	一、一三八	一、一七三 一、一七三 一、〇〇一	一、二七〇 一、二七〇 一、三三四	一、一九三 一、一九三 一、七五五	一、〇〇七
二、一八一	二、〇〇七	二、二四〇 二、二四〇 一、九四四	二、四四〇 二、四四〇 一、九六六	二、〇七一 二、〇七一 二、二二二	二、一九八 二、一〇四
五五	五六	五九 六三	六五五 六五五	五五五 五五五	四四九
〇、〇五	〇、一〇	〇、一七 〇、一七	〇、〇六 〇、〇六	〇、〇七 〇、〇七	〇、一〇
一、四一	〇、八一	〇、六〇 〇、一〇 一、一〇	〇、八六 〇、八六	〇、〇一 〇、〇一	〇、九六
△	△	△ △ △	△ △ △	△ △ △	△ △ △
三	四	二 二 四	三 三 三	四 三 四	二 三 三

備考

- 一、本表ハ報告未著ノ府縣及主トシテ二毛作ノ行ハレサル府縣ヲ除キタル二十九府縣ニ付テ不取敢調査セルモノナリ依テ他日報告濟ノ上更ニ完結スル所アルヘシ
- 二、大正元年及同九年ノ調査ヲ比較スルニ平均ニ於テ實納小作料ハ反當四升六合ヲ、收穫高ハ同一斗四升三合ヲ増加シ小作料ノ收穫高ニ對スル割合ニ於テ三分ヲ減シタリ
- 三、大體ニ於テ小作料ノ割合カ減少セシハ收穫高ノ増加セシニ依ル
- 四、別表一毛作田ニ於ケル實納小作料ノ收穫高ニ對スル割合ハ大正元年ノ調査ニ於テ平均五割四分ナリシモノカ大正九年ニ於テハ三分ヲ減シテ同五割一分ヲ示スニ至リ本表二毛作田ノ夫レハ大正元年ニ於テ五割七分ナリシモノカ大正九年ニ於テハ同シク三分ヲ減シテ五割四分ヲ示スニ至レルハ偶々全國平均小作料ノ割合ノ大勢ヲ推知スルニ足ルヘシ
- 五、大正元年ニ比シ同九年調査ハ二毛作田ニ於テ五分ヲ増加セリ

大正元年及大正九年小作料對照表

田畑實收小作料調 (大正十二年三月)

日本勸業銀行調査課

田畑實收小作料調査ノ目的ヲ以テ大正十二年三月全國各郡農會(沖繩縣ハ各郡一箇ノ産業組合)ニ照會ヲ發シタルニ之レニ對シ寄セラレタル報告五一七ヲ綜合スレハ左ノ如シ

一 田畑實收小作料地方別表

田畑實收小作料ヲ地方別ニ通觀スレハ左表ノ如ク田ニ於テハ四國區ノ一石三斗三升(普通田一反當リ)ヲ最高トシ前年ト同シク本州西區之レニ次キ九州區、本州中區、本州北區、關東區、北海道、沖繩ノ順序ニシテ全國平均一石一斗二升ナリ畑ニ於テハ前年ノ如ク四國區ヲ第一トシ二十六圓三十八錢(普通畑一反當リ)ヲ最高トシ本州中區、本州西區、沖繩、九州區、關東區、本州北區、北海道相次キ全國平均十九圓九十六錢ナリ

地方別	田			畑		
	上	下	普通	上	下	普通
北海道	一、六〇一	一、三三五	一、五〇二	四、五四四	一、八八九	三、一一一
本州北區	一、一九九	一、七七七	一、〇〇二	一、八四六	九、四八	一、三九六
關東區	一、二六六	一、七七七	一、〇〇〇	二、一一一	一、〇七六	一、五七二

地方別	田	畑
本州中區	一、三四四	一、八五五
本州西區	一、五三三	一、九〇四
四國區	一、六三三	一、〇〇〇
九州區	一、四八八	一、八五五
沖繩	一、七七一	一、二七二
全國平均	一、三六六	一、八三三

二 田畑實收小作料府縣別表

地方別	田			畑		
	上	下	普通	上	下	普通
北海道	一、一五五	一、三三五	一、五〇二	四、五四四	一、八八九	三、一一一
青森	一、二二二	一、八二二	一、〇三三	一、三二九	六、六九五	一、〇一〇
秋田	一、二二二	一、八二二	一、〇三三	一、三二九	六、六九五	一、〇一〇
巖手	一、二二二	一、八二二	一、〇三三	一、三二九	六、六九五	一、〇一〇
宮城	一、二二二	一、八二二	一、〇三三	一、三二九	六、六九五	一、〇一〇
山形	一、二二二	一、八二二	一、〇三三	一、三二九	六、六九五	一、〇一〇
福島	一、二二二	一、八二二	一、〇三三	一、三二九	六、六九五	一、〇一〇
本州北區	一、二二二	一、八二二	一、〇三三	一、三二九	六、六九五	一、〇一〇

田畑實收小作料調

九		區國四				區西州木													
長	佐	福	平	高	愛	香	德	平	鳥	島	山	廣	岡	兵	和	大	京	奈	平
歌																			
崎	賀	岡	均	知	媛	川	島	均	取	根	口	島	山	庫	山	阪	都	長	均
一、五	一、四	一、五	一、六	一、七	一、四	一、七	一、五	一、四	一、五	一、五	一、六	一、五	一、六	一、五	一、四	一、五	一、四	一、六	一、三
八、九	七、七	七、七	〇、〇	〇、一	九、五	〇、五	九、九	九、四	九、〇	八、三	八、五	九、四	八、四	九、八	九、〇	九、一	一、五	九、二	八、五
一、一	一、二	一、二	一、三	一、三	一、三	一、二	一、三	一、二	一、一	一、二	一、二	一、二	一、三	一、三	一、一	一、三	一、二	一、四	一、一
二、五	三、一	三、〇	三、七	四、二	三、七	三、四	三、三	三、一	三、三	三、〇	一、五	三、二	二、八	二、七	四、〇	三、九	三、九	三、三	三、八
一、三	一、四	一、一	一、六	一、八	一、六	一、四	一、七	一、四	一、二	一、五	一、三	一、二	一、二	一、六	一、〇	二、〇	一、三	二、三	一、六
一、六	二、二	一、九	二、六	二、九	二、七	二、二	二、三	二、三	一、〇	二、二	二、〇	二、二	一、九	二、六	二、八	二、六	二、二	三、一	二、四

區中州木				區東關															
滋	福	石	富	岐	三	愛	靜	山	長	平	神	東	埼	千	茨	栃	群	平	新
奈																			
賀	井	川	山	阜	重	知	岡	梨	野	均	川	京	玉	葉	城	木	馬	均	湯
一、三	一、三	一、一	一、四	一、三	一、一	一、二	一、三	一、六	一、四	一、二	一、二	一、〇	一、一	一、一	一、二	一、四	一、三	一、二	一、二
八、四	八、〇	七、八	九、四	八、三	七、八	七、五	八、七	九、八	九、七	七、七	七、八	六、七	八、三	七、五	七、五	七、五	八、九	七、七	八、二
一、一	一、〇	一、九	一、一	一、〇	一、〇	一、一	一、三	一、四	一、〇	一、〇	一、〇	一、八	九、八	九、六	九、九	〇、七	一、〇	一、〇	一、〇
三、八	三、二	二、七	二、九	三、八	三、五	三、二	三、三	三、〇	三、〇	二、一	二、一	二、四	二、四	一、八	一、七	一、七	二、二	一、八	二、五
一、四	一、四	一、二	一、三	二、〇	一、七	一、七	一、四	二、二	一、六	二、〇	一、〇	一、四	一、六	八、〇	八、一	六、七	一、一	九、四	一、〇
二、三	二、二	一、八	二、一	三、〇	二、五	二、五	二、四	二、八	二、四	一、五	一、六	一、九	一、九	一、三	一、二	一、二	一、六	一、三	一、八

全 國 平 均	沖 繩	州 區			平 均	沖 繩	全 國 平 均	同 比 上 年
		熊 本	大 分	宮 崎				
一、三五六	一、三七一	一、五五五	一、三四四	一、三八八	一、四八九	一、三六六	一〇〇	
八、三	八、二七	九、六	八、五	七、九	八、三	八、三	一〇〇	
一、三三五	一、〇八九	一、〇八九	一、〇八九	一、〇八九	一、〇八九	一、〇八九	一〇〇	
二、八、四九	二、七、〇三	二、八、四九	二、七、〇三	二、四、三二	二、一、九九	二、七、〇七	一〇〇	
一、四、一二	一、二、五二	一、四、一二	一、二、五二	七、六〇	一、八、四	一、〇、〇〇	一〇〇	
一、九、一九	一、六、二一	一、九、一九	一、六、二一	一、八、四	一、八、四	一、〇、〇〇	一〇〇	
二、一、七六	一、九、一九	二、一、七六	一、九、一九	一、八、四	一、八、四	一、〇、〇〇	一〇〇	
一、九、九六	一、九、九六	一、九、九六	一、九、九六	一、九、九六	一、九、九六	一、九、九六	一〇〇	

備考 一、大都市附近ニシテ専ラ耕作以外ノ目的ニ賣買セララルモノハ本調査ヨリ除外セリ
 二、畑地小作料ハ金納物納アリテ一定セサルヲ以テ大藏省金融事項参考書ニヨル東京卸賣相場ノ五ヶ年
 平均ヲ以テ換算セリ

田畑實收小作料累年表

次ニ累年ノ田畑實收小作料ヲ對比スレハ左ノ如シ

一 田實收小作料（普通田一反當リ）累年表

年 次	地 方 別	石		同 比 上 年
		石	石	
大正十年	北海道	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇〇
	北本州	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇〇
大正十一年	北海道	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇〇
	北本州	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇〇
大正十二年	北海道	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇〇
	北本州	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇〇

二 畑實收小作料（普通畑一反當リ）累年表

年 次	地 方 別	円		同 比 上 年
		円	円	
大正十年	北海道	一三・三三	一三・三三	一〇〇
	北本州	一三・三三	一三・三三	一〇〇
大正十一年	北海道	一三・三三	一三・三三	一〇〇
	北本州	一三・三三	一三・三三	一〇〇
大正十二年	北海道	一三・三三	一三・三三	一〇〇
	北本州	一三・三三	一三・三三	一〇〇

備考 實收小作料調ハ大正十年ヨリ之レカ調査ヲ開始セリ
 要之實收小作料ハ前年ト比較スレハ全國平均ハ田ニ於テハ幾分ノ減少ヲ見、畑ニ於テハ稍増加ヲ示セリ、大正
 十一年ニ於ケル米作ハ全國ニ亘リ稀有ノ豐作ナリシニ拘ラス斯ク田地實收小作料ノ減少ヲ來セルハ注目ニ値ス
 ハシ

田畑實收小作料調

附
錄
(終)

5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

農業爭議府縣別表 大正十二年(自十一月至十二月)農商務省農務局調查

道府	争議	關係地ノ種類及反別	地名		件數	縣名	加入人員		發生原因		要項	結果
			田	畑			地主	小作人	發	原		
北海道	大東	神奈川	1	1	1	神奈川	1	1	小作料	小作料	實徵	未
東北	大東	神奈川	1	1	1	神奈川	1	1	小作料	小作料	實徵	未
関東	大東	神奈川	1	1	1	神奈川	1	1	小作料	小作料	實徵	未
中部	大東	神奈川	1	1	1	神奈川	1	1	小作料	小作料	實徵	未
近畿	大東	神奈川	1	1	1	神奈川	1	1	小作料	小作料	實徵	未
中国	大東	神奈川	1	1	1	神奈川	1	1	小作料	小作料	實徵	未
四国	大東	神奈川	1	1	1	神奈川	1	1	小作料	小作料	實徵	未
九州	大東	神奈川	1	1	1	神奈川	1	1	小作料	小作料	實徵	未

備考 一、本統計は大正十三年六月末日迄ニ到着セル報告ニ基キテ作製セルモノナリ

二、府縣ヨリハ争議ノ標準ニ就テ見解ヲ異ニスル所ルヲ以テ数字ノミニヨリテ其ノ程度判斷スル能ハサルモノアレトモ暫ク報告ノ儘ノ数字ヲ計上セリ
 三、發生ノ原因ニ於テハ風水旱害其ノ他ノ凶作、要求事項中ニハ一時的小作料減額要求ヲ割合ニ於テ多キハ偶々大正十二年度カ凶年ナリシニヨル

大正十三年十月一日印刷
大正十三年十月四日發行

定價金壹圓五拾錢



小作調停法講話

著者
發行者
印刷者
印刷所

長島毅
葉多野太兵衛
武居菊藏
東京市神田區今川小路二丁目四番地
東京市本郷區真砂町三十六番地
東京市本郷區真砂町三十六番地
日東印刷株式會社








發行所

電話四谷一〇、四八四八番
掛號口座 東京七四四七番

東京市神田區今川小路二丁目四番地
清水書店

193
193

13年12月22日

[Blank page with faint horizontal lines]

終